



いる、こういう関係になるのではないかといふふうに考えております。

○千葉千代世君 立案者のほうに伺いますだけれども、いま自治省から、抜本的対策とこの緊急措置法との関連が述べられましたでなければ、それでこの目的が達せられていくとお思いになりますか。よろしいでしょうか。

提出の法案は、いまお説のとおり、緊急措置法で人口の急減しましたところを中心にして当面の過渡的な緊急措置をきめるのが中心でございましてが、いま自治省からお話をございましたように、過疎対策としては、もう少し広い範囲で根本的に策を講すべきだと思う次第でござります。そういうわけで、両々相ましまして、過疎対策の万全を期することが急務ではないかと思う次第でござります。

ほうでやつぱり基本的な政策を早く立て、できればこれがもうなくてもいいぐらいのいいものを出してもらいたい、これが願望でございます、十一年待たないでね。これは大体十年という見通しの中で立てられているようですね。

いまの緊急措置が非常に前面に出でておりますが、非常に過疎地域に対する総合的、計画的な面があるわけでございます。基本法的性格にも一步踏み出しておりますから、そういう方面は将来もこれでを延長していくでいいと思うわけですが、まことにございまして、将来的過疎対策の根本的なものにつくる場合に、この十年間の臨時立法を一応廃止して他のものをつくりますか、あるいはこれを延長の形で修正をしながら恒久立法にしますか、そこらは立法技術的に十分研究してみたいと思うのでございます。

か、これに当たる町村、もちろんこれは二面的な面からとらえていかなければならぬ、人口と財政能力ととらえているようですがれども、人口面から見た場合に、この一〇%というのに該当する町村はどのくらいであるかということ、もう一つは、これ一〇%にとらえないで、一年を一・五%ぐらいに見て五年で七・五%，こういうふうに見ていくと、どうな話し合いはあつたかなつたかということ、その点について自治省のほうでも試算しているかどうか、試算していらっしゃつたら数をちょっと述べていただきたいと思います。

○衆議院議員(古屋亨君) 便宜私から、この問題にタッチしておりますのでお答えさせていただきますが、この両要件を備えますと、七百七十六であります、ということは御存じだと思います。つまり人口の一〇%減少率、それから財政支出の四〇%、まあわせれば、対象というのは七百七十六でござります。ところが、いまのお話の人口だけだと、いうと八百九十七、こういう数字になります。

それからいまの人口の一〇%の問題について、何か経過的な話がなかったかという問題でございますが、実は昨年の前国会のときに、一〇%を七・五%以上にしてはどうかというような意見がございまして、それでいろいろ検討したんでございますが、本法案におきましてはとりあえず一〇%。ただ、実は衆議院の地方行政委員会におきましてこの問題を審議しましたとき、決議と申しますか、申し合わせと申しますか、三項目ござい

ます、と、相当また変わった状況が出るんじやないかと、相変わった状況が出るんじやないかと思ひます。まあ新しい要件で本要件に合致するもまして、実はことしの秋の国勢調査でやります、と、「昭和四十五年国勢調査に基づく、新調査人口が公表された時点において、必要に応じ、過疎地域の要件を実情に即するよう再検討すること」と、つまりそういう要件について思ひます。まあ新しい要件で本要件に合致するものは、もちろん追加になることは、この規定でわかるわけでございますが、実は二つの要件につ

ても、そのときにあまり状況が違うならば再検討しようじゃないかということを申し合わせの二番目にに入れておるわけでございます。一〇%その他数字の点につきましては、自治省の事務当局から御説明いただいたほうが適當かと思いますので、私の答弁は以上です。

○政府委員(鎌田要人君) 人口減少率だけを申し上げますと、三十五年と四十年の国調の比較でござりますが、一〇%以上減少しておりますのが八百九十七市町村でございます。それを七・五%まで下げますと、千三百三十七市町村に相なります。

○千葉千代世君 衆議院の申し合わせの二番目をおっしゃられたんですね、「四十五年国勢調査に基づく」云々とござりますね。国勢調査は、しまして結果の出るのは大体どのくらいの日数かかるのでしょうか。これは自治省のほうで。

○政府委員(鎌田要人君) 概数が出来るのがことの十二月末になります。それで全数が確定いたしますのが三月一ぱいかかるのではないか、ひょっとすると四月にすれば込むかもしれないということのようでござります。

○千葉千代世君 そうすると、人口の減少率を押えた関係を大体伺いましたけれども、今後の見通しですね、総合的な人口の減少防止という面とか、いろいろな面で対策を立てていって、この人口の減少を食いとめていくとか、あるいはもつと減っていくとかいう見通しについて、自治省、どう思つていらっしゃいますか。

○政府委員(鎌田要人君) これは実は私どもそこの道の専門家でございませんので、一応の手がかりといたしまして、いまの国勢調査とは全然別でございますが、それぞれ四十年三月三十一日現在、それから四十三年三月三十一日現在の住民登録人口を比較いたしまして、その間の推移を見てまいりますというと、やはりこの人口の減少傾向は遺憾ながら今までの傾向と同じような形で進んでまいるんじやないだらうか、こういう大まかな感じを持つております。

○千葉千代世君 いまのような傾向で進んでいくとなりますと、適用範囲がもっと広くなるようになりますけれども、その点いかがでしょうか。  
○政府委員(諫田要人君) 数はふえてまいりと思っています。特に東北地方、西南地方と分けてまいりますと、東北地方のほうへだんだん減少する町村の数がふえてまいるんじゃないかという感じを持つております。  
○千葉千代世君 いまの答弁の中で、だんだん東北のほうへふえていくとおっしゃつたが、現状で、一〇%で押えた場合、大体日本を東西南北に分けていきますと、どの地域が数が多く適用されるかということですね。で、どの地域が少ないかということ。  
○政府委員(諫田要人君) 傾向といたしましては、四国、九州、それから中国、こういったいわゆる西南地方といわれるところが数としては多うございます。で、東北六県の場合で申し上げますと、七百七十六市町村ございますけれども、大体東北地方だけ限定いたしますと、その一割、七十五市町村程度、こういうことでござります。  
○千葉千代世君 これはたいへん問題だと思うんですね。というのは、御承知のように、東北方面の交通面、産業面あるいは気候の関係、いろいろな面から立ちおくれて、いるということは、もう私が申し上げるまでもないし、その証拠として、出かせぎの大半は東北のほうから来ているわけなんです。そうした場合に、やはりこれらに適用するということも考慮の中に入れて考えていただきなければならないと思うんですが、そういう点について、立案者のほうでは御考慮いただいたでしょうか。いま、これ、附帯決議のところちょっと拝見して……。

す。出かせぎ対策は出かせぎ対策として、別に考  
うべきものだと考えておる次第でございます。そ  
うして、いまお話のように北の方に、今回非常に  
北の方の町村が入ることが少なかつたということ  
は、これは今度のやり方では、実態そのとおりで  
ござりますが、今度、四十五年度の国勢調査の結  
果を見ますると、ある程度あらわれてくるんじや  
ないかと思われる次第でございますが、御承知の  
ように、本法は三十五年から四十年にわたる間の  
人口減をとっています。しかも一割に押えており  
ますから、何と申しますか、その間に激減に人  
口の減つたところが多く感ずるわけでございま  
す。それがたまたま西南地区に該当をしておる。  
その年度に、そのあたりにおいて、東北は激減な  
減少を比較的見てないということをございます。

四十五年度の国勢調査にはある程度出ると思いま  
すし、また、考えてみると、東北は元来昔  
から過疎でございまして、急激にこの三十五年  
から四十年に減つたというところは、むしろ西南  
地区が多かったというようなことが、この結果と  
してあらわれたんだと思うでござります。な  
お、出かせぎの問題につきましては、われわれ立  
案者で東北の代表であります社会党の山本さんが  
お詳しうござりますから、御追加の御答弁をい  
ただきたいと思います。

ところでこの生活水準があるいは生産の絶対量なりますと、やはり財政力というものをとらなければなりません。そういうものが困難になつておるということになりますから、そこで、客観的な財政力をはかるものとしていたしまして、私どものほうで申しておりますけれども、基準財政需要額、基準財政収入額、この指標をとらざるを得ない。そこで、四十一、四十二、四十三年の三年間の平均が——全国の市町村の平均でございます、これが四〇%、正確に申しますと〇・三九六七と、こういう数字になるわけでございますが、それを切り上げまして〇・四、その〇・四、いわゆる全国平均の財政力というもののあるところ、それから下のところといふものは対象として拾い上げていく。したがいまして、いまの御指摘になりました八百余りと七百余りの差の百程度の市町村としたいふものはそこで落ち込んでまいりますが、これは財政力指数といふものが〇・四をこえておる、全國以上の力を持つておる。こういうことで除外をしたということでございます。

○千葉千代世君 この予算措置は平年度補助金大体幾らになつてありますか。

○政府委員(鎌田要人君) 直接予算支出にかかるわたりますものといったしましては、平年度、これは今後の事業量の伸びもござりますので、非常に概数的なものでございますが、約百億、そのほかに過疎債、辺地債といったしまして二百億、これは初年度でござりますけれども、今後このワクもふえてまいるということでございます。

それからもうひとつ進めて、百億で、一般の補助の場合ですね、足りるような県の指導で市町村をしていくのかどうなのかという三点について答えへいただきたい。

○政府委員（鎌田要人君） まず第

に、過疎債の

ますが、それも一部この中に関連はあると思つて  
おりますが、交付税のほうは交付税のほうでまた  
別に措置が考えられておりますので、その辺をあ  
つせてお参考へ、とおしげよらへんことを思ふま

うと、やはり財政力というものをとらなければならぬ。そこで、客観的な財政力をはかるものとしていたしまして、私どものほうで申しておりますが、す財政力指数というものの、いわゆる基準財政需要額

それからもうひとつ進めて、百億で、一般の補助の場合ですね、足りるような県の指導で市町村をしていくのかどうなのかという三点について答えへいただきたい。

○政府委員(鎌田要人君) まず第一に、過疎債の  
ワクの問題でござります。御指摘のとおり、過疎  
債につきましては二百八十億という御要望がござ  
りますが、どうなんでしょうか。

ますが、それも一部この中に関連はあると思つて  
おりますが、交付税のほうは交付税のほうでまた  
別に措置が考えられておりますので、その辺をあ  
つせてお参考へ、とおしげよらへんことを思ふま  
であります。

額、基準財政収入額、この指標をとらざるを得ない。そこで、四十一、四十二、四十三年の三年間の平均が——全国の市町村の平均でございます、これが四〇%、正確に申しますと〇・三九六七と、こういう数字になるわけでござりますが、それを切り上げまして〇・四、その〇・四、いわゆる全国平均の財政力というものあるところ、それ

○千葉千代世君 もう一つ、地方債は幾らのワクを想定しておりますか。いまちょっとと聞き漏らしましたが。

いうものはそこで落ち込んでまいりますが、これは財政力指数というものが〇・四をこえておる、全国以上の力を持つておる。こういうことで除外をしたということでございます。

○政府委員(鎌田要人君) 二百億でござります。その内訳を申しますと、いわゆる辺地債というのがござります。これの拡大をいたしまして七十億、それから過疎債というものを新しく起こして、それが百三十億ということござります。

○政府委員(鎌田要人君) 体幾らになつていませんか。直接予算支出にかかる  
いま十分で、これまで、二年半、二年半

○政府委員(鎌田要人君) 二百億でござります。その内訳を申しますと、いわゆる辺地債というのがござります。これの拡大をいたしまして七十億、それから過疎債というものを新しく起こして、それが百三十億ということでおございます。

○千葉千代世君 また、過疎県の知事さんがおいでになつて自治省に要請していることを私ども陳

この点のところはございませんが、約百億、そのほかに過

○政府委員(録田要人君) 二百億でござります。その内訳を申しますと、いわゆる辺地債というのがござります。これの拡大をいたしまして七十億、それから過疎債というものを新しく起こまして、それが百三十億ということでございます。

○千葉千代世君 また、過疎県の知事さんがおいでになつて自治省に要請していることを私ども陳情を受けたのですが、その中に、島根県の知事さんがお見えになつたときに、二百八十億という数字を——私ははつきりいたしませんが、三百億近

〇千葉千代世君　これは市町村でまず計画を立て  
疎債、辺地債といたしまして二百億、これは初年度でございますけれども、今後このワクもふえてまいるということでございます。

○政府委員(録田要人君) 二百億でございます。  
その内訳を申しますと、いわゆる辺地債というの  
がござります。これの拡大をいたしまして七十  
億、それから過疎債というものを新しく起こし  
して、それが百三十億ということをございます。  
○千葉千代世君 また、過疎県の知事さんがおい  
でになつて自治省に要請していることを私ども陳  
情を受けたのですが、その中に、島根県の知事さ  
んがお見えになつたときに、二百八十億という數  
字を——私ははつきりいたしませんが、三百億近  
い話でしたが、それをほしいという話でありまし  
た。そうすると、いまそちらで官房長のお答えに  
なつたところとかなり開くわけです。これはいま  
のような法案ができる前ですから、一般の過疎対

るようになつておりますね。それで、県でこれは調整といいますか、そういうことをなさられるのでありますね。そうした場合に最終的に、市町村で書いて、そして県に持つていき、自治省でこれを通していく場合に、百億で間に合うというんでしようか。それとも、これがもし百億で不足した場合にどういう措置をするつもりなのかということ、

○政府委員(録田要人君) 二百億でござります。その内訳を申しますと、いわゆる辺地債というのがござります。これの拡大をいたしまして七十億、それから過疎債というものを新しく起こしまして、それが百三十億ということでござります。  
○千葉千代世君 また、過疎県の知事さんがおいでになつて自治省に要請していることを私ども陳情を受けたのですが、その中に、島根県の知事さんがお見えになつたときに、二百八十億という数字を――私ははつきりいたしませんが、三百億近い話でしたが、それをほしいという話でありました。そうすると、いまそちらで官房長のお答えになつたところとかなり開くわけです。これはいまのような法案ができる前ですから、一般の過疎対策としての県のあれでしようが、この法案とかなり隔つくるのですね。これはもう一度伺いますが、この法案についての予算と、こちらに四十五年度の過疎対策政府関係予算というのがあります。が、四十五年二月現在の。これはダブつているのでしょうか。どうでなくて、これを予想してこの予算を組んだのですか。それによつて見方が違つ

町村から出てまいりますところの計画に盛られました起債対象の事業の分量というのも見ながら、明年度以降におきましてさらにワクの拡大をはかつてまいりたいというふうに考えておりま

それから、あとの予算の関係につきましては、直接担当いたしております立田参事官のほうから御説明していくことになります。

ございますね。——その資料は、過疎対策の予算をどの範囲で考えるかという、非常にいろいろな考え方があるうかと思います。そうしていま御指摘の二月四日の政府関係予算というものは、いわゆ

非常に広く過疎対策として考えられておるものですが、お手元にお持ちになつておるものだと思ってます。したがいまして、先ほど官房長から御説明いたしておりますことは、この中で特に範囲を限つていて、先ほど官房長が申し上げたようになるとにならうかと思ひます。なお、交付税の基準財政需要額の数字を申し上げておつたわけでござい

ら、政府のほうとしては三分の二と二分の一の差だけを今度埋めればいいと、こういうことでしようか。私は予算編成上のこととはよくわからないものですから。

関係の法律の立法のお話が予算編成段階でございましたものですから、予算上の措置といたしましては現行補助率で踏まえておりますけれども、法案が成立いたしまして三分の二になる場合における必要な金額というものは、予算編成の際に考慮

をされている、こういう事情にあらうと思います。

い。具体的には過疎地域でそれとも、財政的にもたいへん困りますし、相当疲弊もしておる。そうすると、弁済能力についてもこれは相当心配されると思うんです。その点についてどういうふうに考えておられますか。

○説明員(佐々木喜久治君) この緊急措置法案の附則におきまして、過疎債の元利償還金につきま

○千葉千代世君 それから、さっきの市町村の計画に戻りますけれども、県で計画について何かチェックするところがあるんでしようか。市町村から上がってきたものをそのまま野放し、ということばでは変ですけれども、そのまま即トータルして、これは当然百億をこしていくわけになりますね、どこでどうチェックしていくのか。県の指導でやるのかどうか。

○衆議院議員(菅太郎君) なかなか苦心をしたところでございますが、御承知のごとく市町村の計画をつくる基礎になりますものは、都道府県知事が過疎地域振興方針というものをまずきめるわけになります。憲法的な、基礎的な方針を。これをきめると、県知事がきめまして、過疎地域振興方針といふのをまず県できめる。これをきめるにつきましては、知事が自治大臣と協議もしなければなりませんが、この法律の規定によって、「広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならないとか、いろいろな制限がございまして、そういう方針で知事が県内の振興計画を各市町村でつくるのに対する基本の方針をきめるわけですね。これに基づきまして市町村がそれぞれの振興計画そのものをつくるわけでございますが、それには議会の議決を経なければなりませんし、都道府県知事と協議をしながらやらなければならぬということになつておりますから、独走はしないようになっております。のみならず、この法律の規定の中にもまた条文がございまして、たとえば「他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれる」ことが必要であるとか、あるのは「当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない」とか、かなりむずかしいチェックをするというか、そういう条件がついておりまして、これをきめましたならば自治大臣に提出をいたします。別に認可を得るとか何とか

○衆議院議員(吉太郎君) そこにあります。ううに、県と絶えず協議をしながらこの市町村計画画を立てることになりますから、いまの全体的な基本方針というものを定めてもらつておる、それとのつどに、たゞながら、具体的には県知事と協議しながら案をつくつしていくことになりますのかりませんけれども。

○大臣は必要ありと認めるときは助言ができるようになっております。あるいは調査を行なつたり助言をしたり、まあ是正と申しますか、多少の修正ができますのが主でござりますが、そういう仕組みになつておりますから、あんまりかつてに独走したり、他の地域振興計画等とそごしないようにしたりすることは引っ張つてあるわけです。実際には、県と相談しながら、県が指導するといいますか、そういう仕組みにてあります。

○千葉千代世君 そうすると、端的に言えば、きめた財源を越さないような指導ということに重点が置かれるわけですね。私が考へているのは、その県々で、過疎地域によつていろいろ条件が違うわけです。たとえば東北の豪雪地帯を行つた場合には、今度はこの問題を犠牲にしても道路をつくらうとか、あるいはバスをつくらうとか、あるいは学校が古くなつたら学校をつくらう、これに重点を置くとかいうふうに考えて、いた場合には、相当でこぼこが出てくるわけです。それを今度一律に、大体県に町村の数がわかるでしようから、そのままつた百億なら百億の地方債のワクの中でもまかなえるような、全部のトータルでまかなえるような指導だけ自治省することになるんでしよう、具体的にいえば、むずかしいことは私わざとしないことになります。

で、具体的にいまおつしやったようにどの町村は  
何に重点を置くかとか、それに対しても補助やこ  
の地方債をどうつけるかということを県とも相談  
しながらやりますから、その点はうまくいけると  
思うのであります。

○千葉千代世君 文部省の方、僻地の指定基準に  
ついて伺いたいと思ひますけれども、現行の僻地  
手当を支給するのに、一級地から五級地と、こう  
ございますね。一級地のボーダーラインにある暫  
定のところどころでございますね、そういう問題を含め  
て、何か二年間延長するとかいうことを近ごろ決  
定をしたと聞いておるんですけれども、それはど  
うなつておるんでしょうか。

○説明員(石川宗雄君) 実は僻地の予算関係だと  
かその他につきましては、文部省の初等中等教  
育局の財務課が取りまとめておりまして、私は管  
理局の福利課長でございますが、僻地の教員宿舎  
の補助という関係だけの仕事をしております。  
御質問の点につきましては詳細には心得ておらな  
いわけでございますが、附則で期限がつけられて  
おりますが、その点、御指摘の点につきましては  
附則を改めまして延長するということに、まあ横  
ながら承知しておる次第でございます。

○千葉千代世君 ジャ、あなたのわかる範囲で答  
えていただければけつこうです。この三月三十一  
日、四十五年の三月三十一日で今までの期限が  
切れるわけですね。それを暫定的に二年延ばして  
いくと。そうして元来はこの問題はかなり問題が  
あつてもめておつたわけですね。そうして抜本的  
に調査をして改正していくというのが原則であつ  
たわけなんですね。その調査はもう終わつていると  
思うのですけれども、そして大体これが原案とし  
て出るのはいつごろになるとかいうことおわかり  
でしたならば答えていただいて、もしおわかりで  
なかつたら、電話でもいいですから、この委員会  
終わるまでにちょっとと答えていただきたいと思  
います。

○説明員(石川宗雄君) ただいま、さきに御質問  
がございました点についてあらためてお答え申し

上げますが、御質問の点につきましては、「べき地教育振興法施行規則」というのがございまして、その附則の第二項でもつて「昭和四十五年三月三十日までは」というふうに期限を限つておったわけでございます。その附則のその点を改めまして、昭和四十七年三月三十一日までは云々と、こういうふうに改めたわけでございまして、全く先生が御質問のとおりでござります。

それからなお、いま御質問になりました調査の結果はいかがかということは、私申しわけないのですが詳細に心得ておりますので、後ほど調べましてまた御報告いたしたいと思います。

○千葉千代世君 やっぱりこれはこの法案ともかなり関係があると思ったものですから伺つたわけなんです。というのは、へたにいじられるとかえつて既得権が取られてしまうような部分も出てきますから、ほんとうに発展的にこれを直していくということになれば、ある程度やっぱり地域の実情というものが十分に把握されていなければならぬと思います。それで二年間延ばしたわけですね、二年間の間に相当煮詰めて御研究になつて、変えていくのだろうと思うのです。そうすると、この二年後にまあ出していただくのだと思います。そうすると、その手順とか展望とかはどうなつてているか、担当から直接こうですかから聞いていただきたいことと、それから提示する日程、それをお調べいただきたいと、こういうふうに考えております。

教育予算の中に四十五年度の過疎対策とか教育施設整備とか、こういうふうにあげられているわけなんですが、その中の僻地の集会所とか、小中学校舎あるいは講堂、雨天体操場とかずっとここにあるわけなんですが、いまのこの法案との関連を年度の文部省の予算、これどこの予算ですか、自治省でしようか、見ますというと、補助率が二分の一から三分の二になつておりますね。こういう

点についてはたいへん私いのうです。これと関連して、やっぱり地方債の率なんかについて見た場合に、同和対策でありますとかその他にやはり補助率のワクが多いわけですね。たとえば一般校舎なんかについて五百七十円ですか、千円について。それが八百円になっておりますね、同和対策その他ですね。そういう点なんかについては、辺地対策のほうではこれ上げていくという考えはないですか、ほかの基準なんかについて。  
○衆議院議員(古屋亨君) 一般的問題としてちょっと私のほうの審議過程におきまして問題ございましたので、ちょっと申し上げますが、実はその結論は、先ほど申し上げました申し合わせといいますか、附帯決議、その三にあるわけでございます。「過疎地域振興のための地方債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入率については、」といふような、過疎のほうは五七%で、それから辺地のほうは八〇%でございます。いまお話をのように、辺地のほうは、御承知のようにいまそういう算入率の現状は、補助災害復旧事業費が九五%、一番上の補助災害の復旧費、その次が辺地と同和が八〇%でございまして、同和のほうは三十七年からずっと五七%でございましたが、去年八〇になつたわけです。同和は今度八〇になり、辺地債のほうは七年たつて八〇まで上がつてきたわけです。  
いろいろ各党との折衝の過程におきまして、一つの町村で見ると、この過疎でいくと五七%ですね。ところがその町村の中の一つの部落からいえば、辺地でいきますと八〇%、こういうことになりますので、町村全体なら五七、その中の特別の「この種の他の事業のための地方債に係る元利償還金の算入率との均衡、過疎地域に対する国庫補助負担制度その他の財政措置との関連等を考慮し

つつ、早期実現を期して引き続き検討することと。」これはなるべく早い機会に五七といふものは、上げて辺地にまで持つていこう。ただこれをことしやりますと、ほかのこの中のものが全部ひっくり返ってきますので、積極的に考えると、いうことで、政府のほうも至急検討いたします、こうしたことになつたわけでございまして、一般的問題の経過だけをお話しておきます。

○千葉千代世君 生徒児童の寄宿舎ですね。問題が出ておりますけれども、その世話をするとたんの予算的な問題は考え方なかつたですか。その点がちょっとはつきりしていないのでですが、どうなつておりますか。それから現在の僻地対策では、その点どうなつておりますかしら。

○説明員(石川宗雄君) 全く申しわけないですけれども、小学校や中学校の校舎だと集会室だとか、そういうのは管理局の助成課で担当してやつておるわけでございます。それで私、詳細承知しないわけでございますので、いま連絡して呼んでおりますので、詳しく後ほど御説明させていただきたいたいと思います。

○千葉千代世君 立案者に伺いますけれども、寄宿舎の世話をする人たちについては考慮されなかつたでしょうか。

○衆議院議員(古屋亭君) 私のほうは、この問題につきまして五七を八〇にするしない、という問題は、いま経過をお話しした次第でございます。政府においてもこれに努力するということでございますが、あと例の国補助の特例関係で、学校統合を三分の二にしたこと、それから過疎債の問題で統合とか通学の関連で、いまのようになつたといふことはいたしたのであります。まあ辺地債の活用で、一部の地で活用できるものは、そのほうが率が得、というとあれですが、八〇でございますから、できるだけそちらで運用においては広げてやってもらいたいという議論までやりまして、政府もできるだけ、辺地債のほうが率でも上で、実際申しますと、ことしは金を貸しましてもほとんどこれから後半でございますから、若

干は利子の問題が、たいした金額のものにはならないと思うのですが、来年以降の問題になると想っていますが、そういう意味で、率の問題についている点につきましては、国庫補助と過疎債の問題について検討しますと同時に、いります率のほうより辺地債ですね、そっちのほうで活用できるものはぜひそっちのほうで広くやつていただきうかという考え方を持っているわけです。つまり町村全体としては過疎債、ところが一部の地域とそのうちのある部落というと、辺地の対象になるところは辺地になりますて、そのほうが八〇〇%ということになつておりますので、なるべくその辺地債というものを広く活用していくつももらいたい、こういう要望は政府のほうも十分了承しておりますが、ただ、個々的にいまの千葉先生のお話のそういう具体的についての話は、どうも審議の過程では出なかつたわけでございます。

ん先行しているわけなんです。これは、私がこゝで申し上げるまでもありませんが、過疎地域になつてくれば統合もやむを得ない場合が出てきませんけれども、往々にして、教育的効果とか、そういうものを抜きにして、主として財政面の都合で統合が先行しているような面もかなり見受けられます。統合すればこういうお金がもらえるのだからと、そういうことで、現にこの法案の前に、各市町村で、私の生まれたところでもつぶすことについていろいろな問題があつて、長い間――二、三年延びたり何かしたりした実例もあつたわけです。やはり教育的な効果という問題は十二分に検討しながら、じや過疎地域でこれこれこうなんだから、こちらでこういうふうにしてという住民の納得いく方法ということが忘れておつた面が、これは十のうちに六ぐらいの割合であったのじやないかと、私のこれは経験であるわけです。そこで、この十条の規定なんですが、「国は、市町村計画に基づいて行なう事業のうち」、その下からずっと、「公立の小学校」から下はないほうがかえつていいのじやないか。政令で、あるいは指導方針の中でやつていけばできるのじやないかと思うのです。「公立の小学校」云々から次に行の「統合したことについて必要となつた」までこうずっと要らないのじやないか。具体的には「国は、市町村計画に基づいて行なう事業のうち、公立の小学校又は中学校に」とこう統一工行の「統合したことについて必要となつた」までといったほうが、先ほどから聞いておつた趣旨が生きるのじやないかと思うのです。そういうものにしておつた面について認めるのか認めないので、これらから、教育的効果についていままでのタッチした点で、統合についてやはり経済的な問題が先行する点についてどのように思つて、いるか。それから、統合についてやはり条件があるわけですかねども、公立とかいろいろな面があるわけですね。そういう面が完全にいっているのかいないので、

こういう点について伺いたいと思います。

ありがとうございます。

立案の過程でいろいろお詫びがあったので重ねてお詫びいたします。したところによりますと、国庫補助の特例の十条の規定は、各種の補助制度がござりますが、そのうちで、過疎地域で最も特色のあるといいますか、緊急に必要な部分だけに限定された規定になつてゐる事業を拾い上げたと、こういうふうに聞いております。その際に、いま立案の過程のいろいろ御審議のお話をわれわれ拝聴しているところによりますと、統合につきまして、いま御指摘のような、単に財政的な面ということではなくて、むしろこの過疎地域として最も統合を必要とするあるいは教育的な効果等、そういうような観点から必要とする場合に行なわれることを期待するようなことで、立案がなされたように拝聴いたしております。

○千葉千代世君 責任者のほう。

准が低下する、そういうおそれのある小学校あるいは中学校を基幹の集落等に統合いたしまして、そうしてより高い教育施設と申しますが、あるいは教育内容を与えたいたいうような考え方で、学校統合によつて必要となる校舎、屋内運動場、教職員住宅等といふものについても含めまして、二分の一から三分の二に引き上げた。つまり、最初申し上げましたように、基幹集落等に統合して、より高い教育施設と申しますか、教育内容を与えることに私どもは重点を置いていたしまして、こういうようなふうに昨年話をしてまとめたわけですが、います。

○千葉千代世君 そうすると、やはり教育効果といふのが第一であつて、財政は第二だ、こうなりますね。そうすれば、これは要らないわけですですね。なくとも目的は達せられていく。たとえば、「政令等によって」とか、あるいは最悪の場合「統合等によって」ということを入れるとか、何

かそういう内容でないと、これはもう全く統合しなければ上げないという法律なんです、全然。だ

から、いやでもおうでも義務つけられているの  
じゃねえぞ、さう。

○衆議院議員(古屋亨君) これは、ここにもありますように、「適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた」というようなことをつけおりまして、一般的に全部じゃなくて、こういうふうに必要があつて、もう少なくなつて、こういうふう各地に点在しているのを――非常に三人とか五人になつてしまつた。それでこの集落のほうにひとつまとめたほうがいいんじやないか、こういう場合を過疎対策の重点としまして、何とかそういうことをしなければいかぬということで、こういうふうような規定をつくつたわけでございます。

○千葉千代世君 それはもう全く同感で、よくわかります。実際に行なわれているというのは、往往にしてそうでない場合がある。たとえば、具体に

的に中学校の場合、三つなら三つの村が一緒に  
なって一つの中学校ができる。そうすると、逆に  
言えば、これは校長が三人要つたのが一人になる  
から、校長が二人要らなくなる。校長が二人要ら  
なければ、人件費は浮くことになるから――これ  
は卑近な例ですよ、そういう問題だとか、スクー  
ルバスをやるといったけれども、だんだんできな  
くなる、それから、お金も払えなくなるといった、  
そうすると、貧乏な市町村だとなかなかまかない  
切れません。そこで、スクールバスというのは朝  
晩ですから、一般の人を乗せてやりましょうとい  
うことになつて、それで今まで行つたこともない  
い山の中までバスが子供の帰るときだけ行つてい  
る、こういうような苦肉の策をとつてやつていい。  
そうすると、名目は、一般住民の福祉のためにこ  
れもなるからけつこうだ、こういうわけなんんで  
す。ところが、子供は朝早くから――六時ころ出で  
いつて、そして今度中学校なんかへ行くとずい  
ぶんおそいですね。帰るのはたいてい六時か七時  
になつてしまふ。山の奥に入つていつて、ときには  
一日体育か何かでくたくたになつて、そうして

また農村ですから手伝いなんかもやつてくたくたになる。そうすると、子供の疲労度と勉強度と、

こういうものを合わせていって、教育的効果といふのは一本、ずれど二つ、う二にてなつて

くものだ。一休しておきもとむかといふところが、  
くると、あなたがちここにあらわれたような、一緒に  
になつていけばいいという、そのことだけでは論  
議はできないと思うのです。ですから、統合につ  
いては、一緒になつていけば補助金がたくさんく  
るし、設備もいいのが来るし、山の中の学校から  
まん中に来れば相当いい先生も来るからと、いい  
ことを一ぱい並べられているわけなんです。なる  
ほどいいことだと、私たちもそう思つて、たいへ  
んけつこうなことだと、こう思つて中身をあけて  
みますと、その中に一ぱい問題が出てくるわけで  
す。特に女の子なんか、自転車で全部行きます。  
中学校へ行つている子は生理期に入つております  
から、雨の日も風の日も自転車でずっと行く。そ  
うすると、生理異常から始まつていくという

一番大事な時期なんです。自転車の補助をやはり出しているらしいですね、きたお金の中から。そうすると、婦人科医にかかっている子供たちが正常なからだを持ち続けていながらあるわけです。冬の寒い日に零下何度のところを遠くの山の中を自転車に乗って学校へ行っている。ごらんなさい、冷え切ってしまうわけです。そういうことを考えていつた場合には、教育的効果ということとは、言うまでもなく、心身の発達と教育水準の向上という両面を合わしていった場合には、ただペーパーの上に書いた効果をねらって云々ということ現実にやった効果というものはどういう開きがあるかということも御考慮に入れてなさつていただくなれば、私はこれは削ってもらいたい。これはどなたにも相談してない、これは全く私個人の考えですけれども、削つてもらいたい。それは衆議院で議決したものですからできないでしょうけれども。そうして「統合」は「統合等」でいいです。何かここにないというと、これはたいへん教育上、わざかなことでありながら、皆さんは衆議院で議決したのですからできないでしょうけれども。そうして「統合」は「統合等」でいいです。何かここにないというと、これはたいへん教育上、わざかなことでありながら、皆さんは衆議院で議決したのですからできないでしょうけれども。

いかと、私はこう考えたわけですけれども、文部省はその統合の指導についてどういう考え方持つて

いらっしゃいますか。

合することによって教育水準が高まるといいますか、学校で教育する水準が高い水準の教育ができるよう、水準が保てるように統合を促進したほうがいいと、こういう考え方方に立つておるわけです。例外的に、先生がおっしゃるように、統合しないほうが児童の負担にならないらしいという場合が万が一ないとは言い切れないと想りますけれども、一般的、原則的には、きわめて小規模な学校で置いておいて、児童も少ない、先生も少ないと、そういうので教育するよりは、統合してやるべきだと、こういうやうな考えに立つております。

御参考までに申し上げますと、御承知のとおり、義務教育諸学校施設費国庫負担法というのが

ございまして、これの第三条第一項第六号に、やはり同じように、公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となる校舎または屋内運動場の新築または増築に要する経費の二分の一を負担するという規定がござります。そういう例がありますし、この法案自体におきましても、第九条の「(国)の負担又は補助の割合の特例」ということで負担するということになつております。この条文の中で「別表に掲げるものに要する」ということになつておりますので、「事業の区分」のところに施設といふので、「義務教育諸学校施設費国庫負担法第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた」云々と、こういうふうに同じような規定の書き方をしておるわけでござります。すなおに申し上げますと、まず第一には、教育の水準を保ち教育効果をあげるために「統合し合といいますか、財政事情もあると、こういう事

情であります。

○衆議院議員(古屋亨君) 千葉先生にちょっとと補足させていただきますが、いまのお話ですね、国庫補助の問題は特例的にわりあいしほつてあるわけですね。先ほどお話ししましたように、学校統合だと、それから保育所とか、消防施設といふように、それで学校のほうでは適正規模という国庫補助の特例の場合でございまして、過疎債のほうは、先ほど申しましたように、元利の補給、いまは五七、将来はその上げを考えておりますので、そちらのほうでは、相当先生のおっしゃるようなことは、財政上の問題は考えられると、私もさように考えておるわけなんです。

○千葉千代世君 それもよくわかりますけれども、この論議ではそれはできるんですし、それから立法なさった皆さんには、やっぱり国民の代表の皆さんのが立法なさつたんですから、これも良心的で非常にいいと思います。しかし、現実に補助の対象となる場合には、統合したことがこれは条件になつておるわけなんです。そうなつてくると、統合しなければ來ないということになつてくるわけです。この法令の適用の範囲の市町村になつても、七百何カ町村といふんじやないといふんではありませんが、それが統合しなければなりません。だから、それで私これは困つたあと思ったんですけど、これが統合と関係なく、これが適用したもののがもらえるならば、ここのこところが法案の文字が違つてくるんじやないか。「等」ということが入るなり、削除しなければ、これはこいつなども、それが統合と関係なく、これが適用したものがもらえるならば、ここのこところが法案の文字が違つてくるんじやないか。まあ私の法律解釈がまづいのかどうか。これは、自治省の法律解釈は、統合しなければもらえないんでしょ、この法律は。

○政府委員(鎌田要人君) 通常の場合は、先ほど文部省のほうから申し上げましたように、二分の

一の補助金、これは統合した場合には三分の二の補助金として補助率が上がつてまいる、そういうことでございまして、やはりこれはこれとしての

政策効果ということをねらつてつくられた規定であります。

○千葉千代世君 そうじやないのです。これは、

補助の対象になるというのでしよう、あなたは、

過去に統合した、これから統合する、そのものが

あります。

○千葉千代世君 そうじやないのです。これは、

もうつけてやるから、統合ということで市町村の

当局のほうが教育効果

といふことを無視してま

ただ、いまのおそらく、私先生の御質問の趣旨を

そんたくいたしまするに、こういう形で補助金を

えられての御質問であろうというふうに拝聴いた

しておるわけでござりますが、その点につきまし

ては、ここに文部省の当局をおられます、私どもいたしましても、市町村に対する一般的な

行政指導といったしまして、教育効果

といふものに

重きを置いての統合

といふこと

をいたして

まいりたいと思つておるところでござります。

○千葉千代世君 私そこまでは、さつき文部省、

それからあなた様、こちらのお話でよくわかつたのですよ。ところが、条文を見ますと、統合しなければならないという条文になつておるからな

いです。それだけのお金も

もらわぬで

れませんが、過疎地城でお金をもらう、もらわぬで

ればくれないという解釈してはいけませんか。こ

の法律の裏を見てください。私は法律の知識がな

いのです。だからこだわっているのかもしれません

なんですよ。そうすると、あなたがおっしゃった

こと

は、たいへん違ひなんですね。そういう意味で、

問題は――これだけであまりここでしつこく言う

ても何ですけれども、お金をもらうには本氣にな

らなければもらえないわけです。

○千葉千代世君 結局、ここで財政措

置をとる

ということは、それだけの財政需要が生

じた

といふこと

についての財政措置になるわけで

ございますから、統合しなければ別に新たな財政

需要は生じないわけ

であります。経常費が従来ど

おりかかるといふことになるわけ

です。ただ、統

合しないで改革をする

といふこと

での通常の補助があるわけ

です。そ

ういう意味で、それぞれの改革なりあるいは統合な

りの財政需要の実態に応じて措置はまた別途とら

れておるわけ

でござります。単に、こうした統合

といふ事態が

補助率が上がつたから

といふだけ

で、市町村における事業計画がそれによつて特

に大きくなる、あるいは統合に狂奔されるといふ

よ

うな事態は、また別の問題になるのじやないだ

うか

といふ

感じがいたすわけ

であります。すでにもういろいろの

事情で統合がなされておる学校につきましては、

ずっと過去にさかのぼりまして、その時点を切ら

ないで、過去に統合したという事実があれば、そ

れも対象にする

といふふうに運用していくことになりますかと思

用が先ほど申し上げました義務教育の施設費国庫

負担法の解釈運用で大体確立しておりますので、

そういうふうに運用していくことになりますかと思

るでしょう。ほかの施設を、ずっと私全部見ない

わけですが、ゆうべ家で調べたのですが、たとえば老人ホームは統合しなければお金はやらないと設については、診療所設置についても、これを設置する、そういう規制は何もないですね。ほかの施設が、それから保育所とか、准看護とか、准看護はどうするとか、たいへん詳しく立案されているわけなんですよ。だからこだわっているのかも知れませんが、これはどうなんですか、統合しなければくれないという解釈してはいけませんか。この七百何カ町村の中には、それにはお金をくれない法律なんですよ。だからこだわっているのかも知れませんが、過疎地城でお金をもらう、もらわぬでいるわけなんですよ。そうすると、あなたがおっしゃった行政指導といったしまして、教育効果といふものにまつわるわけでござりますが、その点につきましては、ここに文部省の当局をおられます、私どもいたしましても、市町村に対する一般的な重点を置いての統合といふことで指導をいたしてまいりたいと思つておるところでござります。

○千葉千代世君 私そこまでは、さつき文部省、それからあなた様、こちらのお話でよくわかつたのですよ。それだけのお金も

もらわぬで

れませんが、過疎地城でお金をもらう、もらわぬでいるわけなんですよ。そういう意味で、問題は――これだけであまりここでしつこく言う

ても何ですけれども、お金をもらうには本気にならなければもらえないわけです。

○千葉千代世君 結局、ここで財政措置をとる

といふことは、それだけの財政需要が生じた

といふことについての財政措置になるわけでござりますから、統合しなければ別に新たな財政

需要は生じないわけ

であります。経常費が従来どおりかかるといふことになるわけです。ただ、統合しないで改革をするといふこと

での通常の補助があるわけ

です。それだけの財政需要の実態に応じて措置はまた別途とら

れておるわけ

でござります。単に、こうした統合

といふ事態が

補助率が上がつたから

といふだけ

で、市町村における事業計画がそれによつて特

に大きくなる、あるいは統合に狂奔されるといふ

よ

うな事態は、また別の問題になるのじやないだ

うか

といふ

感じがいたすわけ

であります。すでにもういろいろの

事情で統合がなされておる学校につきましては、

ずっと過去にさかのぼりまして、その時点を切ら

ないで、過去に統合したという事実があれば、そ

れも対象にする

といふふうに運用していくことになりますかと思

用が先ほど申し上げました義務教育の施設費国庫

負担法の解釈運用で大体確立しておりますので、

そういうふうに運用していくことになりますかと思

るでしょう。ほかの施設を、ずっと私全部見ない

わけですが、ゆうべ家で調べたのですが、たとえば老人ホームは統合しなければお金はやらないと設

置については、診療所設置についても、これを設

置する、そういう規制は何もないですね。ほかの施

設が、それから保育所とか、准看護とか、准看護はどうするとか、たいへん詳しく立案されているわけ

なんですよ。そうすると、あなたがおっしゃった

こと

の

問題は――これだけであまりここでしつこく言

うても何ですけれども、お金をもらうには本気にな

らなければもらえないわけです。

○千葉千代世君 結局、ここで財政措置をとる

といふことは、それだけの財政需要が生じた

といふことについての財政措置になるわけでござりますから、統合しなければ別に新たな財政

需要は生じないわけ

であります。経常費が従来どおりかかるといふこと

になります。ただ、統合しないで改革をするとい

ふこと

での通常の補助があるわけ

です。それだけの財政需要の実態に応じて措置はまた別途とら

れておるわけ

でござります。単に、こうした統合

といふ事態が

補助率が上がつたから

といふだけ

で、市町村における事業計画がそれによつて特

に大きくなる、あるいは統合に狂奔されるといふ

よ

うな事態は、また別の問題になるのじやないだ

うか

といふ

感じがいたすわけ

であります。すでにもういろいろの

事情で統合がなされておる学校につきましては、

ずっと過去にさかのぼりまして、その時点を切ら

ないで、過去に統合したという事実があれば、そ

れも対象にする

といふふうに運用していくことになりますかと思

用が先ほど申し上げました義務教育の施設費国庫

負担法の解釈運用で大体確立しておりますので、

そういうふうに運用していくことになりますかと思

るでしょう。ほかの施設を、ずっと私全部見ない

わけですが、ゆうべ家で調べたのですが、たとえば老人ホームは統合しなければお金はやらないと設

置については、診療所設置についても、これを設

置する、そういう規制は何もないですね。ほかの施

設が、それから保育所とか、准看護とか、准看護はどうするとか、たいへん詳しく立案されているわけ

なんですよ。そうすると、あなたがおっしゃった

こと

の

問題は――これだけであまりここでしつこく言

うても何ですけれども、お金をもらうには本気にな

らなければもらえないわけです。

○千葉千代世君 結局、ここで財政措置をとる

といふことは、それだけの財政需要が生じた

といふことについての財政措置になるわけでござりますから、統合しなければ別に新たな財政

需要は生じないわけ

であります。経常費が従来どおりかかるといふこと

になります。ただ、統合しないで改革をするとい

ふこと

での通常の補助があるわけ

です。それだけの財政需要の実態に応じて措置はまた別途とら

れておるわけ

でござります。単に、こうした統合

といふ事態が

補助率が上がつたから

といふだけ

で、市町村における事業計画がそれによつて特

に大きくなる、あるいは統合に狂奔されるといふ

よ

うな事態は、また別の問題になるのじやないだ

うか

といふ

感じがいたすわけ

であります。すでにもういろいろの

事情で統合がなされておる学校につきましては、

ずっと過去にさかのぼりまして、その時点を切ら

ないで、過去に統合したという事実があれば、そ

れも対象にする

といふふうに運用していくことになりますかと思

用が先ほど申し上げました義務教育の施設費国庫

負担法の解釈運用で大体確立しておりますので、

そういうふうに運用していくことになりますかと思

るでしょう。ほかの施設を、ずっと私全部見ない

わけですが、ゆうべ家で調べたのですが、たとえば老人ホームは統合しなければお金はやらないと設

置については、診療所設置についても、これを設

置する、そういう規制は何もないですね。ほかの施

設が、それから保育所とか、准看護とか、准看護はどうするとか、たいへん詳しく立案されているわけ

なんですよ。そうすると、あなたがおっしゃった

こと

の

問題は――これだけであまりここでしつこく言

うても何ですけれども、お金をもらうには本気にな

らなければもらえないわけです。

○政府委員(鎌田要人君) 通常の場合は、先ほど

文部省のほうから申し上げましたように、二分の

いうわけではございません。二分の一の補助はいたすわけでございます。補助率が手厚いか手厚くないかという差異だけであると思います。

○千葉千代世君 私もあまり言うのはいやなんですがけれども、それはわかつてゐるのですよ。二分の一から三分の二になつたということ、この法案ができたために三分の二になつたと、現在の起債のワクもできたと、たいへんけつこうな法案だと思つてゐるわけなんですよ。ところが、これは漏れはないかと心配をするのですが、これ以上申し上げません。終わります。

○山本伊三郎君 千葉さんの言われた、統合以外

のそういう小中学校についても、この過疎地帯の

財政補助についてやつたらどうかと、こういう質問だと思ふんですね。それに対するは、発議者と

して。

○衆議院議員(古屋亨君) 千葉先生のおっしゃる

ことはよくわかるんです。ただ、これはさつき私

が申し上げましたように、統合の必要性というよ

うなことで、学校を各地にあるのを一つの集落に

まとめることが必要である、教育効果をあげる上

で必要がある、こういふところに特別の三分の二

といふ補助ということをこの法案で考へたわけでございまして、国庫補助の点はわりあいにしばつ

て、なるべく過疎地の問題というふうに考えてお

るわけでございまして、私もお話を聞きました。

先生のお話を聞いて考へましたのは、学校施設な

んかは、普通の場合は二分の一であります。統合

と考えないで、辺地債の活用ということによつ

て——たいへん失礼ですが、私の感じでございま

す、お話を聞いて、活用ということによつて、そ

ういう非常に、たとえば甲という町の乙という部

落、これを辺地債の対象にして、そうして学校の

施設の一部なんかは辺地債として処理されるのが

適当じゃないか、そういうことができるんじやないだろかということを私は感じておりますが、

その点もう一ぺん自治省のほうからもお答えさ

す、こういうようにいたしたいと思います。

○説明員(佐々木喜久治君) 義務教育の学校につ

いての財源措置のしかたを若干申し上げますと、

現在三分の一ないし二分の一の、義務教育施設に

ついても通常の補助があるわけでございますが、

この補助割合の地方負担分につきましては、七五%

の地方債の充当がある。さらに二五%分につきま

しては、事業費補正という形で交付税措置を行

なつておるわけでございます。そして地方負担に

に対する起債の元利償還につきましては、同じく

この事業債の中で六〇%の措置をやつておるわけ

でござります。こういうことになつておりますの

で、通常、統合しない前の小さい学校の施設の改

築といったような問題には、大体これらの措置に

よりまして、地方の負担はそれほど大きくなわ

けでござります。これらの措置で十分措置できる

だらうといふふうに考へられるわけでございま

す。ただ、何校かの小さい学校を相当規模の学校

に統合するということになつてしまひますと、そ

の市町村にとりましては相当な財政負担になつて

まいります。そういう点を考慮して、この統合学校につきましての特例の補助率が

設けられたものというふうに私どもは理解してお

るわけであります。

なおまた、辺地債の問題につきましては、教員

住宅につきましては、辺地におきましては辺地債

の対象になつておるわけであります。そのほか通

学バスあるいは寄宿舎というようなものは辺地債

の対象になつておるわけであります。そのほか通

学バスあるいは寄宿舎といふようなものは辺地債

の対象になつておるわけであります。そのほか通

しようか。そのためにまた財政力指数四〇%未満というふるいにかけて七百七十六と、こういうふうにぐつとしぶつたというふうに聞いておりますが、その両方が加味されるというのではなく、まあ両方が加味された場合には七百七十六というふうな扱いになるのでございましょうか。

○衆議院議員(古屋享君) この過疎地域の場合、いまのよう二つのしぶる要件で、人口の点が一〇%以上、財政力指数が四〇%未満という範囲を規定をしたのでございまして、片方だけでは、実は非常に人口はたくさん減ったけれども、財政力がいろいろな関係でこの四〇%未満に該当しないところは、今回の私どもの立案の過程におきましては、これは今回一応のワクをつけめならぬから、先ほど私御説明申しましたが、国勢調査の結果によつての過疎地域の要件を実情に即するよう再検討するというのは、実はそういうような点も含んでおると私どもは考えておるわけでありまして、先ほどから申し上げましたように、人口減少率と財政力指数というものをもつてしまつたわけでありまして、この二つをあわせて必要であるといふふうに考えたわけでござりますが、ただ将来の問題といたしまして、衆議院における附帯決議と申しますか、申し合わせの中には、そういう問題も、国勢調査の結果の数字が発表になつた場合においては、あわせて検討するというような申し合わせといいますか、附帯決議になつておる次第でござります。

○原田立君 人口はそんなに減らないんだけれども、まあ一〇%未満ではあるけれども、財政力指数がぐつと落ちたというような、そういう団体はなかつたのかどうか。もしないのでしたら、この議論は別なんありますけれども、もしあるとすれば、大体幾らくらいあつたのか、またそういうような団体についての救済措置はなされないのか、そこ辺はどうでしよう。

○衆議院議員(古屋享君) 数字の問題でございますから、先に事務当局から答へさせていただきます

す。自治省から。

○政府委員(鎌田要人君) 人口はそう落らないけれども、財政力がぐつと落ちたというところは、一般的にはないだろと思ひます。で、個々の市町村につきまして手元に資料を持ってまいつておりますが、かりに考えられるといたします

入つて、そこで税金の落ちがあつたと、こういう場合がしいて考へるとすれば考へられるかなという感じがいたしますが、全般的には人口の減少と財政力の落ち込みというものは、これは非常に強い相関がございますことは、先生御案内とのおりでございます。かりにそういう団体があつたといたしますれば、やはりそついた団体に対しましては、やはりそついた団体に対しましては、財政力の落ち込みというものに対しましては、現在の交付税制度の上で当然反映せられるわけでございますので、その面におきまして十分の手當といつものを行なつてまいりたい。もちろん、この対象にならない市町村であるからといふことで、財政力の希薄なところにそのまま放置していいといふことは何もないわけでございますので、その点につきましては及ぶべき限りの財政上の措置といふものを講じてまいりたいといふふうに考へておるところでございます。

○原田立君 この財政力指数を四〇%にしたのは低過ぎはしないのかどうりやうな、こういふ考えもあるんですが、四〇%今回きめられたのは何か合意的な面がおありなんだろうと思いますが、その点御説明願います。

○衆議院議員(古屋享君) これは、財政力指数四〇%未満といつしましたのは、四十一年から四十三年度の全市町村の財政力指数の単純平均が三九・六七%ということで、四捨五入をいたしまして四〇%というふうに一応したわけでございまして、だから、そういう意味で平均以下の財政力指数しかつていいわけありますけれども、ただ單に尊重するというだけでなしに、ほんとうにやるのかどうか、そこ辺のお考へはどうですか。

○原田立君 それから第十二条の二項ですけれども、地方債の元利償還に要する経費については、

五七%を地方交付税の基準財政需要額に算入する

と、こういうふうになつておりますが、交付税で措置するのではなく、他に新たに補給金のようない般財源による財政措置、そういうふうな講じ方になれなかつたのかどうか。まあそれは、地方交付税は一般財源なのであり、目的を付したのを入れるというと、たとえばダム工事である程度人がいるというと、たとえばダム工事である程度人がいるというと、たとえばダム工事である程度人がいるというと、たとえばダム工事である程度人がいるとい

うものにつきましては、率直に申しまして現在までおりませんが、かりに考えられるといたします

すか、その点はどうでしよう。

○衆議院議員(古屋享君) いまのお話は、地方債の元利償還に要する経費につきまして五七%地方交付税の基準財政需要額に算入するということになりますが、交付税で措置するのではなくて、他に補給金のよくな般財源による財政措置はできなかつた、こういう御質問だと思いますが、私どもそういう点も十分検討いたしましたが、元利償還金の一一定部分を基準財政需要額に算入することは適当なものであると考えて、そういう措置をとつたわけでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、この五七%、八〇%という問題が今度一番私どもは問題であります。そこで、各党、一懸命になって、近い将来早く実現を期するように努力するつもりでございま

す。

○原田立君 前向きに検討している、こういうふうに実現していくと、こういうふうに答弁されたものと理解してよいですね。——それから地方債について資金ワークが二百八十億、現在百三十億しかきまつていなといふことをなんだが、関係団体のほうでは二百八十億はどうしても確保してくれたわけでございまして——内輪の折衝、各党との話し合いにおきまして、ありましたから、それについて古屋先生いかがですか。

○衆議院議員(古屋享君) 実は私どもも予算折衝の場合におきましては、この法案は去年流れておりまして、三けたにしたいとすることを率直に言いますと、当時、提案者の山中さんの衆議院における私の質問に対する答弁でも出ておりますが、ぜひ三けたにしたいとすることが言われておりま

して、当時まだ予算は全然折衝しておりませんでしたが、二百億で過疎債が百三十億、それから辺地のほうが六十二億を七十億まで持つていつた。もちろん私どもはこの法案ができますれば、所要の額につきましてはやはり相当、過疎法案の十年間の目的を達成するためには過疎債が一番中心でございますので、いまの金額で満足しているといふふうな私どもの衆議院の地方行政の場合においても立場ではないわけでございまして、これはひつぜひ力を合わせまして、政府に強く要望いた

しを出して必要な金額を出し、ことしはそろそろお給仕でございまして百三十億、ぜひがんばっていきたいと思つております。

○原田立君 経過は大体わかりました。

大臣 いま突然来て、こうして質問をしたのです  
はたいへん氣の毒なんですが、いまのような古屋  
先生の御意見です。實際には百三十億、二百八十五億  
とすいぶん差があるわけです。一生懸命われわれも  
努力して、もっと増額するような、こういう  
気持ちでいるということなんありますけれども、  
大臣、その点どうですか。

○國務大臣(秋田大助君) 将來この過疎債並びに  
過疎といわば辺地債相ともに逐年増額をいたしま  
して、大方の御要求に応じて遺憾なき措置を講ずる  
ようにいたしたい、せいぜいこれが増額をはかつ  
てまいりたい、こう考えます。

による人口については、でき得る限り早く公表し、四十六年予算措置に間に合うようにして、こういうふうにあるわけですが、この人口の面について現在のめどは年内発表はできるのか、あるいはいつごろ発表なさるのか、それが四十六年の予算編成措置に間に合うよう現実にできるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員（鎌田要人君）　先ほど私は千葉先生の

御質問にむお答え申し上げたわけですが、さいたま市が、四十五年の国調につきましては、その概数が

十二月末日までには明らかになるようだございま

す。年度内には確定した数字が公にされるのでは

ないかと考るわけですが、予算要求の問題としては、御案内のとおり八月末日を

もちまして概算要求をいたしますので、概算要求

の段階におきましては私どもの見込みで要求いた

しまして、十二月には概数が出るというわけでござりますので、その段階でお会いましてその数字を

置きかえて、明年度の予算には支障のないよう

いたしたいというふうに考えております。

○原田立君 それから第五条 第六条のところは  
過疎地域振興方針ある、は市町村過疎地域振興計

画、こういうのがきめられているわけですが、この過疎地域の解決をはかつて、いこうというのには集落の再編成、また道路の改修ということがあります一番最初に掲げられるものではないかと思うのですが、この、この法案の中に市町村計画は都道府県知事に相談しろ、あるいはまた都道府県段階はあらかじめ自治大臣と相談するよう、こういうふうな法律になつてゐるのですが、自治省として一体どういうような指導内容をもつて指導なさるのか、また、古屋先生にお伺いしたいのですが、どういうふうなことで指導していったならばこの法案が生きるのか、そこら辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(古屋亨君) いまの集落の問題は、私どもも非常に重点を置いておるわけであります。さればこそ、この法案の十条の二項で、前に入つていなかつたわけですが、実は昨年の、初めにやつた七月のときは入つていなかつたのが四点ばかりございますが、この、国が「市町村計画又は都道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助することができる。」という十条の二項の規定を入れましたのは、これは政令で定めることになつておりますが、集落とか、交通関係というものを予定いたしまして、こういうのを今まで提案するにつきまして、昨年の最初とそれから最後のときに入れることにきつたわけであつりまして、実は集落の問題、きわめて重要な問題であり、衆議院の段階におきましてもその点が強く主張されたわけでございます。なお、この振興計画の作成その他につきましては、私どもは地方法の実情といふものをあくまでも尊重してやるという気持ちでおりまして、自治省からその方針につきましては別途答弁があることと思ひます。

○政府委員(鎌田要人君) この集落の整備に関する事項、御指摘のとおり、過疎地域振興のやはり大きなためであろうと思うわけでござります。で、私ども現在内部で検討いたしておりまして、考え方方といたしましては、基本は、やはりまず第一は、この適正規範集落といふものをいかにしきましては別途答弁があることと思ひます。

て育成をするか。それから、それを今度はもとでいたしまして、基幹集落というものを整備してまいります。大まかに図式的に申しますと、そういう集落というものがあり、その集落の中で、公共的な施設というものは基幹集落に集める。その基幹集落というものを基本にいたしまして、いわゆる第一次生活圏と申しますか、市町村のいわゆる整備といふもの、それから、それをさらに含んで広域市町村圏、いわゆる第二次生活圏と、こういったシステムの中で、ただいま申しました集落の整備、それから基幹集落の形成といふものを考えてまいりたい。大まかにはそういう考え方でござります。

上の措置特に地方債の重要性にかんがみその資本枠の拡充をはかるとともに、左の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、昭和四十五年国勢調査の結果による市町村の人口総数をすみやかに公表し、この新調査人口の適用による過疎地域に対する財政措置については、昭和四十六年度予算から計上できること。

二、昭和四十五年国勢調査に基づく新調査人口の実態を考慮し、必要な地域に特別措置を講ずるため、過疎地域の要件を実情に即するよう再検討すること。

三、過疎地域振興のための地方債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入率の引上げについてさらに検討すること。

四、辺地債及び過疎債の運用に当つては、山村振興法との関連を考慮し、均衡を保持するよ

四、辺地債及び過疎債の運用に当つては、山村振興法との関連を考慮し、均衡を保持するよう配慮すること。

道及び団地造林等各事業の採択基準の緩和を図らること。

図ること  
右決議する。

以上でございます。

○委員長(山内一郎君) 山本君提出の附帯決議案について採決を行ないます。

山本君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願  
ります。

〔賛成者拳手〕 慎重拳手と認めます。

○委員長(山内一郎君) 総員三分の二以上によつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員

会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの附帯決議に対し、秋田自治大臣から

発言を求めておりますので、この際、これを許します。秋田自治大臣。

○國務大臣（秋田大助君） 議員提案、委員長提案  
このかかゆます二の過疎地域対策緊急措置法案を慎

重御審議御可決願いまして、まことにありがとうございます」とございました。政府といたしましても、さきに閣

一、昭和四十五年国勢調査の結果による市町村の人口総数をすみやかに公表し、この新調査人口の適用による過疎地域に対する財政措置については、昭和四十六年度予算から計上できるよう措置すること。

二、昭和四十五年国勢調査に基づく新調査人口の実態を考慮し、必要な地域に特別措置を講ずるため、過疎地域の要件を実情に即するよう再検討すること。

三、過疎地域振興のための地方債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入率の引上げにつき、こまちに付するものとすること。

議で、この法案につきましては、近時における過疎対策の緊急性にかんがみ、この法案の趣旨及び内容に對し、政府はこれを尊重して対処してまいり所存であるという意見を付して賛成をいたしておる、積極的にこの法案の施行に当たり、特にただいま御決議願いました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重をいたしまして対処してまいりたいと存じておるのであります。

○委員長(山内一郎君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。  
午後零時三十七分休憩

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。  
地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御發言を願います。

○山本伊三郎君 それでは、地方税法も最終段階になつたので大臣要求したのですが、予算委員会の関係で——政務次官ひとつ御苦労ですが、あまりあなたには答弁を求めませんが、十分聞いていただきます。午前中は過疎地域におけるいろいろの財源措置をされるという法律が通つたわけありますが、大阪のガス爆発等を見ますと、大都市財政が非常に窮屈をしておるという現状も認識をしてもらいたい。したがって、きょうは時間の関係もございますので、他の方々の発言されたやつについては私は触れません。ただ、まあ大都市財政についてのみひとつ。ここでできるだけ能率的に質問するために資料も皆さんに配つておりますので、御参考に見ていただけてううだと思ひます。

○山本伊三郎君 これはわかりかねる——これは常識的に出てくるのじやないですか。道府県税で吸い上げたものと市町村税で吸い上げたもの、これはわかりますね。それはわかるのでしょうか。そ

ます。

そこで、地方税及び国税との均衡の問題、体系の問題ですが、昭和四十五年度の国の予算、地方

財政計画から調べますと、国税総額は、印紙収入及び専売納付金を入れて七兆三千九百四十三億七千二百万円、これが六八・七%に相当いたしま

す。道府県税が一兆九千四億七千六百万円、これは一七・六%、市町村税が一兆四千七百四十三億五千二百万円、これは一三・七%。総額、国税、地方税を通じて四十五年度は国民から十兆七千六百九十二億の税金を吸い上げることになつておりますが、この最終段階における消費しておる税の使途、いわゆる國、道府県、市町村、おののこの十兆七千六百九十二億の国税なり、あるいは道府県税なり、あるいは市町村税を取つておりますが、消費される段階においてこれがどうなつておるかについてまず聞いておきたい。

○政府委員(降矢敬義君) ただいまの問題であります、国から地方への交付額、逆にまた地方から國へのいわゆる負担額といふものの差し引きをやりました実質的分配といふことでございましょうが、この四十三年の決算によりますと、いわゆる実質的分配におきましては国は二兆五千九百二十二億、地方は五兆三千百十七億でござります。したがいまして、この全体の比率で租税総額全体に対する国は三二・八%、地方は六七・二%、こうしたことになつております。

○山本伊三郎君 そのうち道府県税と市町村税と

地方においては、国税を取る、いわゆる税金を取る段階においては逆ですね、約七倍割合が國税として吸い上げて、そして使う場合には地方では逆に七七%はいかないけれども、六七%は地方、

三〇%余りが國といふことこれはいまの税体系は私は問題があると思うのです。まあしかし、私もわかつておつて何もいやな質問しませんが、それがため地方交付税によって財源調整していると思うのですが、地方交付税の問題、また後日問題になりますが、地方交付税を吸

い上げるということによつて、市町村のいわゆる自主財源と申しますか、みずから課税して取ると

いうことに原因があると思うのですが、こういう

実態をどう自治省は認識されておるか。

○政府委員(降矢敬義君) いまお話をありました

うすると、道府県から交付金という形その他補助金という形で市町村に幾らやつてあるか、これを取り出せばすぐわかるはずです。

○政府委員(降矢敬義君) 県と市町村の間の入り組みについては、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっととわかりかねます。

○山本伊三郎君 先に言つておいたらよかったです。ですが、私はきのう留守にしておりましたから。——きょうの問題はそこが焦点になるわけなんですね。都道府県と市町村との関係、國と地方との関係は大体これはいつもわかるのですが、自治省ほど私は資料入手する手段がないのでありますけれども、私の試算によると、私は四十二年

度ですが、四十三年度もわりあい変わらぬと思いまますけれども、國が三二・八%、道府県が三五・二%、それから市町村が同じく三四・八%ということになつてゐるのですが、どうですか。

○政府委員(降矢敬義君) ほぼそういうものだろうと思います。

○山本伊三郎君 そこで、いま言われました國と地方においては、国税を取る、いわゆる税金を取

うと思います。

○政府委員(降矢敬義君) ほぼそういうものだらうと思います。

○山本伊三郎君 そこでは、いま言われました國と

地方においては、国税を取る、いわゆる税金を取

うと思います。

○政府委員(降矢敬義君) ほぼそういうものだらうと思います。

○山本伊三郎君 そのうち道府県税と市町村税と

地方においては、国税を取る、いわゆる税金を取

うと思います。

○政府委員(降矢敬義君) ほぼそういうものだらうと思います。

○山本伊三郎君 そのうち道府県と市町村と

地方においては、国税を取る、いわゆる税金を取

うと思います。

○政府委員(降矢敬義君) ほぼそういうものだらうと思います。

○山本伊三郎君 これはわかりかねる——これは

どういう考え方を自治省持つておるか、答弁を

ちょうど聞いておきたい。

○政府委員(降矢敬義君) 自主財源の増強の問題はわれわれ常に努力しているわけでございまして、地方団体として自主財源が多いということが望ましいという考えであります。

○山本伊三郎君 考え方はわかるけれども、いままでそれに対して努力されたあとは一つもない。

それほどむずかしいと思うのです。大蔵大臣と自

治大臣とはいつもけんかとは言いませんが、非常に論争されてることはわかつておりますが、それが國と地方の場合は、地方交付税なり、また政

府部内の話し合いかづくけれども、都道府県と市

町村の場合はこれは非常に問題があるわけなのであります。特に大都市の問題です。で、大都市の問題についてはあととまあ要領よく質問いたしますが、この近年、昭和三十年から四十二年度までのこの

税の伸長率ですね、これを見ますと、昭和三十年度を一〇〇とすると、道府県税は六八九の指数を示しております。約七倍伸びておるわけなのであります。この十数年間に、國の國税の伸びが四二〇

ですから四倍余り、市町村の場合は三八九ですか

年を示しております。約七倍伸びておるわけなのであります。この十数年間に、國の國税の伸びが四二〇

常に低い。半面まあ安定性という問題はあるかもわかりませんが、財政需要が伸びているときには、それに対応する伸び方としては非常に低いと いうようになります。したがって、今後税制を考える場合に、市町村の税の伸びというものの眼目に置きまして、ぜひ考えていただきたいという旨を述べておきます。

○山本伊三郎君　まあそういう答弁では満足する  
ような答弁じゃないのですが、まあ一応きょうは  
その程度に認めておきましよう。認めるというの  
は、それは了解したわけではないですよ。そこで  
本論に入るわけですが、各委員にお配りいたしま  
した府県税に対する市町村税の地位の低下と言いま  
すが、この資料によつて見ますと、いまの地方

であつたと思うのです。その当時は憲法が変わつて、地方自治というものが憲法でうたわれ、しかも基礎的の公共団体である市町村というものは、

これは一番重要なものであるということから、シャウプの地方税制の改革が行なわれたと思うのです。その二十五年、シャウプ税制が改正になつた二十五年を見ますと、府県税を基準に一〇〇とすると、市町村税の場合一七〇という比率で実はる、この財源が確保されておつたのですね。それが年々、若干の曲折はありますけれども、三十八年から以降ずっと下がつてしまつて、現在では逆に一〇〇に対して七八しかしない実態ですね。で、このままでは、必ずや財源が足りなくなるのである、と危惧して、どうぞお手元に持つておいてください。

係数の改正もされたと見ていいのですが、ところが、大都市の場合にはこの地方交付税の額といふものは、この実態から考えた場合には全く焼け石に水のようない、もう權衡のとれないような少ない地方交付税しか指定都市に出しておらない。したがって、この税収の変化に対応した大都市に対する財源といふものがないのです。これがたまたま今度の大ガス爆発に、私は何も因縁づけようといふわけではありませんが、非常に大都市の財政が悪い。無理をしていることは事実です。既成都市地域の再開発に相当金を使っているが、なかなか

いかない。これも財源がない。起債も思うままでいいかない。こういう現状ですよ。これは税務局長なり自治当局は、税制の直ちの改正というのではなく常にむづかしい問題であることは知っております。府県と市町村とはおののおのの立場を主張しておりますから妥協点がなかなか見出されない。その意見も私聞いておりますが、しかし、自治省としてはこれをこのままほっておいては都市の再開発は望むべくもない。過密をどうこれを解決するかということ、過疎の問題でも私はありますけれども、これはもうすでに皆さんに不満足ながら午前中に一応終結を見たわけでありますけれども、過密のほうについては政府は一体どういう措置をとろうとしておるか、いままでどういう実は手段でこの措置をとったか、その点をひとつ聞いておきたい。

○指定都市、まあ東京は若干事情は違います。固定資産税とか法人割りは一応都が取つて再調整しておりますから、これは一応のけておきましよう。

○他の指定都市ですね、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、北九州、これに對して現実にいま言われた三つのとった措置に対し、年間この地方税法の改正による法人の道府県税と地方税の振りかえの問題とあわせて一体どれぐらいの財源が都市に行つておりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 四十五年度の見込みで申し上げますと、軽油引取税の指定都市分が百一十四……。

○山本伊三郎君 それは指定都市一括しての数字。

○政府委員(降矢敬義君) はい。

○山本伊三郎君 個々のやつはないの。四十三年度でもいい。

○説明員(近藤隆之君) いま手元に持つております

方でございます。

市が四億四千万、大阪市が三十二億八千三百万、神戸市が九億三千百万、北九州市が六億二千四百万、合計いたしまして九十一億五千八百万、それから地方道路譲与税でございますが、これも四十四年度の実績でございますが、横浜市が二億一千九百万、名古屋市が三億一千三百万、京都市が三億一千三百万、名古屋と同じでございます。大阪市が二億六千七百万、神戸市が二億三千六百万、北九州市が二億三千六百万、合計十五億八千四百万でございます。なお、この地方道路譲与税は昨年の法律改正によりまして、四十四年度は、この十五億八千四百万が約五十二億に増大する見込みでございます。それから自動車取徴税でございますが、やはり四十三年度で、横浜市が七億三千八百万、名古屋市八億七千七百万、京都市四億一千二百万、大阪市十四億一千三百万、神戸市が三億三千万、北九州市二億八千六百万、合計四十億五千万でございます。

○山本伊三郎君 これは、ほかの市町村を比較する上、大体、道路譲与税は指定都市だけですが、自動車取徴税その他は一般的な市町村にいっていまますが、大都市だけの数字をいま出されたわけあります。これがずっと見ましても、百億に達するというところは、大阪の一一番多い場合でも八十億程度ですね。したがつて、これは道路の目的財源としたやつがおもでありますが、実は、特に大都市にこれだけの程度をみてやれるかどうかといふ考え方、自治省持つておりますか。もちろん、起債はありますよ。起債は返さなくちやいけないのですね。このほかに地下鉄に対する補助金がつきましたですが、これも実は微々たるもので。大蔵省はだいぶ反対しておりますのが、ようやくついたようであります。皆さんは、大都市、東京に住んでおられるか知りませんが、いまのような状態をどう考えておられるわけですか。きょうは大臣おられませんから、政務次官おられますから、聞いておられると思いますけれども、これでは、あの大爆発を起こしたのは無理ないです。何も爆発を起こした責任がないと言つておられるわけじゃないのですよ。これはまだまだこういう事故を起こしますよ。交通の問題にいたしましてもね。それを政府は一体どういう感覚でおられるかどうか。これは、福田大蔵大臣には、私も予算委員会で言いました。わかりましたと言つて、非常に好意あるようなことを言つておいましたが、実態を見るとなかなかそうはないつておらない。これを私は考えなければ、大都市の過密解消どころか、ますます私は問題が出てくると思う。いま東京でも大阪でも大事故はない。ガスで一部地域ではよけい死にましたけれども、地域的には一部ですね。これが大きい震災でもあったら一体どうなることですか。こういう点を考えますと、政府が過密問題に対してもう考えておるかなんです。そういう点を私は政府はどう考えてお

るかということあります、具体的に一つ尋ねますけれども、これは大阪市の例であります。四十四年度から四十八年度までの長期計画、都市再開発ですね、道路、下水その他、再開発の費用として、内輪に見積もつて総額八千二百億といふことです。ですが、実はこれは最小ですよ、最小に見据めてもって八千二百億ということで計画を立てております、現実に。しかし、最小に見積もつて千五百億。一体これ百億の実は不足なんです、千五百億。いますが、こういう財源措置は、税制ではとても私はいま直ちに見るということはおそらくできないと思いますが、こういうかわり財源として、起債を十分認めるというのか、あるいはまた、特別な財源を付与するという考え方があるのか、この点、政府の見解を、まあ大石さん気の毒ですかけれども、まああとからまた自治大臣に聞きますけれども、政府の考え方をこれだけひとつ御答弁願いたいと思います。

うのは、この間、まあ一般的な市町村でいえば自動車取得税が初めて市町村の道路財源になったわけあります。そういう事態の中で今度の整備計画があり、その中に相当大きい地方道分が含まれておりますので、この財源をどういうふうにつくるかという場合に、いわゆる地方団体の、特に市町村、その中には大都市も入るわけであります。が、その財源措置をこの場合に確立するということを懸命にやりたいし、やらなければならぬ。それである程度の補完というものを、道路目的に充当し得るようなことをまず、今度の場合、目曉に迫っていますが、その解決に努力をいたしたいと考えております。

○山本伊三郎君 どうていそいいう答弁で満足する男じやございませんがね、私は過密対策、過疎対策は一環のものだと見ておる。過疎、過密おのおの独立したものは解決できないと思うのです。まつたというので過疎の問題が起こつておる。それが対してはある程度の財源措置も必要でしょ。ころの人々の問題ですね。そういう問題を引き受けおるのは都市です。過疎地帯は、人が出でしまつたというので過疎の問題が起こつておる。それに対する過密地帯から流入されると、そういうところから流れてきた人々をどうするかということも、過密の大きい対策の一つですね。したがつて、両々相まって解決しなければならないというのが私の持論です。いま政府を代表して大石政務次官も言われましたけれども、これはもとへ帰るわけではありませんが、大都市としての住民の不満はこういうことなんです。各指定都市がありますが、数字はほかのやつは省略しておきますけれども、大阪の場合、四十二年度の決算しかまだ出ておりませんが、大阪において、実は先ほど申しました国税、地方税全部合せたもので大阪市域で徴税されるものが、国税が三千七百九十五億、それから府県税が八百八十二億、市税がわずか六百四億、総額五千二百八十一億円が大阪市域内である税金であります。が、その税金のうち、大阪市に入るのは一・一%です。ね。国が七・二%、そうして府県が一・七%。先ほど

言われましたが、道路財源として大阪に対しても八十億くらいになると思う。道路譲与税、自動車取得税、あるいは軽油引取税の交付金合わせまして八十億余りです。それと、これはめずらしいことに、これだけ税金があがる地域ですが、特別地方交付税をもらっていますね、大阪市の場合は四十三年度に五十億もらっている。地方交付税五十億です。これは特別地方交付税を合わせてだと思います。合わせましても百三十億くらいですね。一般市町村と比較して、特に大都市に与えている財源というものは二百億足らずですよ。それを足しましても、その市からあがる税金はわずか八百億足らずです。この財源で都市の再開発をやれということになっているのでしょうか。法律はどうなっているか知りませんけれども、現実の金はこれしかない。地方交付税も入っているんですよ、これに。そういう実態で一体大都市、特に過密対策として対処できるという考え方で政府はおるのかどうか、私はここを開きたいのです。できないという観点に立てば、これは福田大蔵大臣は私にいつか言つたのですけれども、いよいよ大都市の過密の解消のためにやっていくことということを言っておるのですが、かかるに、太蔵大臣が答弁してから二年たちますけれども、いま言われた措置だけですよ。大阪市だけですけれども、八十億か七十億程度の財源措置をしただけであって、起債においてもどれだけの特別措置をしておりますか。地方公営企業もありますけれども、起債でも私はそう十分ではない。特に交通費は非常に赤字でござりますから行き詰まつてしまつて、交付税の事業費補正、あるいは起債、あるいは今回のこのような税の措置というようなことによつて、とにかく幾らかでも前進をして大都市税制

○山本伊三郎君　その答弁はいつも聞くものだから、そういう答弁を聞いたって私耳に入らないのですが、具体的にどうするということなんですか。法人割りの改正には、私は地方制度調査会でもこれ二年ほど続けてきて、ようやく本年この税制改正で都道府県分を市町村分に一・一%で振りかえてしまつた。それから法人の臨時的な問題について、これは特に有利に見ることです。それを合わせて一体幾らになるのですか。いま申しました額、問題じやないですよ。そういう努力をしておるということは、一億のものが百万やつでも、それは努力ということは言えますよ、後退していくのですから。わずかのそんなものを上げたって、物価の上昇から見ると、経費のほうが先に上がっていくのです。人間の月給と一緒にです。そういうものを真剣に私は考へておるかどうかということを言いたいのです。具体的に言えば、私はもうそんな、いま直ちに税制を変えようたってなかなかできませんよ。政府部内おそらく私は通ると思つておりますん。いかに佐藤総理が革面を下しても、大蔵大臣と自治大臣との問題もありますし、知事会と市長会の問題もありましようし、から、そんなもの一年二年で変わるものではない。もう十年この方やつておるのですから、変わらないのだから。ようやく国会で説明するためにちょっといらっしゃつてちょっと努力したという、あなたの言われることは、私たちいつも言つておるので。議事録を見てみなさい。いつも言つておる。努力と言つて、努力じゃない。したがつて、私はばぱり言いますけれども、もう税制改正しなくていい、そのかわり起債で、無制限と言わないけれども、起債でそれだけのものを認めろ、たとえば大阪市の千五百億というのが足らなければ、それだけ見ましよう、これは大阪市だ

けではありませんよ、横浜もありましょうし、過密対策としては認めましょうと言えるかどうかでない私は一応の見通しを持つておるから。少なくとも政府の財源ですね。借金、政府の金だけではなくてもいいでしょう、起債を多額に認めることが、これだけ大胆なことを政府がここで答弁できるかどうかということを、大石さんどうでしよう、もうほかのことは言わぬでいい、認めるかどうか。  
○政府委員(大石八治君) 起債で具体的には充当することを努力する以外にないと思いますが、いま御指摘の点は、千五百億足らないが、それをすばりやるかどうかという御返事だと、私ちよつとこの場で御返事できないわけであります。

○山本伊三郎君 まあそれは言うほうが無理かもわからぬけれども、ぼくが言うのは、やはり緊急の問題ですから、大臣が来ればあとから言いますけれども、私は自治大臣に言っても結局同じような答弁だと思っておりますが、しかし、これはぼくはやらぬとたいへんなことになると思うのです。これは私の言うことはよく当たる場合があるのです。いつ大地震があるとか、そんなことは私はわかりません。大体そういう傾向に来ております。六年前に歩道橋の問題でも私相当やつたのです。歩道橋についての財源は一つもないのです。大阪の場合どうですか。松下幸之助さんに、あれ何億ですかあれ寄付してもらつて阪急前の歩道橋をついた、初めて、大阪で、東京もなかつた。

それで私は中馬市長におこつたのです。何だと、一企業家に寄付してもらわなければ歩道橋一つつけられないのですが、市民をばかにしなさんなど。ところがその日の開通式に松下幸之助さんがいいことを言ったから私は胸をおろしましたけれども、政府も笑われているのですよ、松下幸之助さんから。これほど交通のひんぱんなところに歩道橋一つないじゃないか、市民をどう思つていいのですか。私は歩道橋のために寄付しようと思つた金ではありません。しかし、大阪の私は事業家として見るに見かねて出したものであつて、気

方税法を官僚とか早めに制定しておけば、政府はそれを起債と計画から算出する。○説明をして、御審議は、私たるが政計画通りまして、税だけ十三年もしたまつて、これも目の前の増加一策は、十分だす限りで、そらくわゆるの急増億余りを計算をい

(2) いまお話しのありますましても速度がおそいわけではありませんか。皆さん方、自衛省の方は今後努力いたす考え方でござりますが、当事者としておられますから、ここで何をしておりますか。ここでもうほんとうに心からやるんだからうまく答弁して、そして地元の方に持つてもらわなあれた方に持つてもらわなあつたうですか。

（3）過密対策といふ観点からも、ほんとうに心からやるんだから、あなた方に持つてもらわなあつたうではないし、また本年度の状況を御説明申し上げたうなつたっているのか、参事官に伺いたいと思います。

（4）いまお話しのありますまでも、大なことと考えまして、財政上の措置等をとおりでございます。交付税とおりでございます。交付税の額は千億近く、九百億……。

伊三郎君　現実の例  
　　努力しておつておるだ  
　　わないので、  
　　とについて、  
　　大都市に対  
　　和何年でし  
　　の事務委議  
　　いますね。  
　　衛生研究  
　　の事務の共  
　　県道の管理  
　　が出ていた  
　　管理は前か  
　　ますが、國  
　　は見ており  
　　項目の事務  
　　ない。府県へ  
　　つてやつた  
　　いつやつ  
　　、こちらへ  
　　おらない。  
　　いての費用  
　　見ない。府  
　　これについて  
　　部合わせて  
　　、含めてお  
　　方交付税の  
　　まして財源

具体的には、  
（政務君）  
これが昨  
付税全般  
（も大阪  
者市行  
の普通車  
の費用、  
を受けて  
らすと、  
通費を三  
それから  
費として  
ののですね。  
所の費用  
道、府県  
ますが、一  
委議のあ  
実はあるの  
ときには、  
たのです  
事務を手  
いまやつ  
。その後  
特に、

はくは例示をして、あ  
力せざるを得ない最小  
い、私の言つておるこ  
臣がお見えになつて、  
よつと聞かしてください  
はくは言いますよ。ど  
たらは見ておるか。こ  
三十何年でしたか、十  
したね、府県から。わ  
定期制学校の給与費、  
これが百十億円、十  
十六億円。それから国  
自八十五億円、これだ  
。法律改正で国道、府  
指定都市でもつて持つ  
道の管理については百  
残りの六十五億は見て  
市警が、警察が府県警  
財源を持つて警察が  
もそうです。百十億は  
たときには財源を持つ  
えたときは大都市に  
ておりますか、十六項  
財源措置をしました

要額に含めておるけれども、総額がそなんだ。警察が變ったときは財源持つていったのですよ。地方交付税の基準財政需要額に盛つたか、全額。何も盛つておらない。一般財源として地方交付税や十六項目のものの該当としてやるという意味じやない。一般会計にそれなら地方交付税で基準財政需要額がどれだけふえ、どれだけ入つておるか。三十六億相当分が入つておるかどうか、そういう証明できますか。基準財政需要額に入れているということをいつごまかしておる。現実にどこに入つておりますか。それだけの金が財源としてどこに出ておりますか。

○説明員(首藤堯君) ただいま御指摘の十六項目の問題点ございますが、その十六項目の問題と定期制高校の給与費の問題を入れまして、これは四十四年度の交付税の需要額でございますが、五十六億七千四百万円、約五十七億措置をいたしております。

○山本伊三郎君 現実にそれだけは基準財政需要額を入れたというのでござります。現実にそれだけの金がいっていますか。

○説明員(首藤堀君) これは基準財政需要額を入れたわけござります。五大市は全部ただいま交付団体になつておりますので、現実にそれだけの額が交付税として交付をされたものと、こう考へてよろしかろうと考へております。

○山本伊三郎君 それが先ほど冒頭に私言つたでしよう。全部聞いて、それは総額合わせていました。全部聞いて、それはやつておらない。分析したような総額にならないんですね。全部でないでしょ。その基準財政需要額を入れたからといって、それがそのまま該当してそれにやつていたかといえば、それはやつておらない。分析してみるとほかの費用が足らない、あれ一般財源からくるんですからね。ほかの費用が足らないから、それに該当するということにはならないんですよ。実際問題、地方交付税でやつていると言つけれども、合わない。基準財政需要額の算定に入れると言いますけれども、合わない。

それなら私言いますけれども、そういう場合に

は、警察の場合のように、たとえば府県税のこの部分はこれだけ、市町村といいますか、委譲された六都市に渡すんだ、こういう措置が私は必要だ。そういうことはできないんですか。これは今一度法人税の肩がわりをさせましたわね、そういうことで三十六億円、まあ道路管理費の幾らというふうな基準財政需要額を入れたからと言つて、いつももそういう言いのがれしますけれども、現実に市町村の財政を分析した場合に、そういうのが出てこない。というのは、ほかのものに大きな財政経費が要るからあなたのほうがこうしているわけでしょう。そういう点考へはありませんか。

○政府委員(降矢敬義君) この十六項目並びに定期制の高校の給与の増加財源に対する、交付税でなしに税制上何か考えられないかというような骨子の御質問と拝聴いたしましたが、こういう点につきましては、いろいろ考へ方が私はあります。それで、今回の府県と市町村の税源のやりとりに際しましても、法人税割りの移動というところで市町村全体として考へたわけござりますが、特殊の財政需要に対し、特殊の市の間の税源配分という問題につきましては、いろいろ試案がありますけれども、われわれはわれわれなりとしては検討いたしましたが、結論を得なかつたわけござります。したがつて、そういう考え方、方向というものは、われわれも部内として検討をし、持つておるわけでござりますが、具体的の結論を得るに至らなかつたわけござります。

○山本伊三郎君 あなたの方は依然としておられるんですが、現実に千五百億円くらい足らぬと思う。しかも大阪市の例を言いますと、五年計画で八千二百億円余りの財源が必要となる計画をしておるんですが、現実に千五百億円くらい足らぬということで、ずいぶん政府に陳情しているらしい。大蔵大臣に聞かれるときりますが、何とか考へようということを得たということを言つておりますが、しかしそれは大蔵大臣といつておられるんですが、しかしそれは大蔵大臣といつておられるんではないでしょ。その基準財政需要額を入れたからといって、それがそのまま該当してそれにやつていたかといえば、それはやつておらない。分析してみるとほかの費用が足らない、あれ一般財源からくるんですからね。ほかの費用が足らないから、それに該当するということにはならないんですよ。実際問題、地方交付税でやつていると言つけれども、合わない。基準財政需要額の算定に入れると言いますけれども、合わない。

○山本伊三郎君 あなたの方はいつもそうだ。

大臣ちょっと、まあ前にあなたおられぬから、初めからの御理解ないかもしれませんけれども、どうぞお聞きください。

○山本伊三郎君 あなたの方はいつもそうだ。

大臣ちょっと、まあ前にあなたおられぬから、初めからの御理解ないかもしれませんけれども、どうぞお聞きください。

○山本伊三郎君 まあ大臣、私どもはよくわかっている。地方法の中でも府県知事と市町村長の間に問題がある。なかなか解決できない。したがつておらかの具体的方途を立てまして、過密都市対策なる処置もありますから、この点はひとつ今後関係方面、特に大蔵省とも十分相談をし、検討をいたしまして、いろいろ学校急増対策なり、あるいは道路の目的財源の充実をいたしまして、足らざるところの地方債の大幅起債の許可なり、これらについてひとつ十分研究検討をいたしまして、何らかの具体的方途を立てまして、過密都市対策並びに都市財源の充実をはかりたいと考えます。

○山本伊三郎君 まあ大臣、私どもはよくわかる人口の指向性と申しますが、それは自治大臣言われること、よくわかるのです。努力されてないと私言つてない。おそらく努力されておると思う。また努力しなければ、この都市の再開発、都市の環境の整備はできないと思う。ただ私は、いままの政府の方針と申しますが、考え方で、私はこれは救いがたいと思ってるんです。都市に対する人口の指向性と申しますが、これはさえぎることはできないと思う。学者の説では、都市に対する

る指向性というものは、いまの居住の自由というか、そういう法律の問題でなくして、いまの経済パターンと申しますか、それからどうとどもないところです。したがって、もう東京でも大阪でも、東京でもかりに十年前ですか、五百萬の人口でとどまつておれば、この問題起こらない。これはもう一千万をこえておる。これを何かとめようという措置がありますかと言つて予算委員会で尋ねたが、そのときは池田総理でしたか、なかなかそれはいまの自由主義経済、自民党は社会主義と違いまして社会主義をとつておりません、自由主義でありますから、法律でそんなこと、居住の自由を押えることはできません。こういうふつきらぼうの答弁だったのですが、私は食い下がつた。私は社会主義経済をやれといっておらない。しかし何らかの方法でやつて、人口の過度の流入を防げるという経済政策があるじやないか。それから新産都市が出てきたわけなんです。地方都市の再開発法ですか、新産都市法ができた。あれは昭和三十九年ですか、九年ですか、できました。ところがあれでは食いとめられない。いまの実績を見ていただけば、自治省はわかつているでしょう。ある程度工業は分散したが、人口の過度の集中をとめるというところにはいっておらない。したがつて私は人口の都市への指向性をとめることができなければ、いま大臣に私は答弁を求めたように、その対策が必要になつてくる。その対策については、私は非常に政府の言うことについては納得ができる。これは私は社会党、野党で言うのではない。これは大臣お忙しいようあります。それは大臣お忙しいようありますから、私は具体的にあと二、三問尋ねて、きょうはあまりやると、みんなお待ちかねだと思いますので……。

再開発の問題で道路財源、現行のやつでは六兆幾らの第五次ですか、の道路計画に対しての国と地方とのこの率、財源構成は、国は七九%、地方は六一%、その六一%のうち府県は七九%、市町

村は一四%という、こういう一般財源との構成が実に法律上目につくのは、石油ガス税、それからそれが二四%の実は財源しか与えないということでは、ますます市町村の財政がきびしくなると私は思つ。きびしくなるといつよりも、市町村道についてはやらないともいいんだということに逆らつてはやらないと思つんですが、この構成はどうなるか。第六次では十兆幾らの道路計画でありますが、これはどういうことになりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 第六次の道路計画においては、第五次の地方の事業費に比べまして約二倍、四兆一千億になる見込みでございます。これに対しまして、現在のままの道路の特定財源でまいりますと、その事業費に対する率は五二・六%，市町村が二二%、府県が前と同じく七九%という予想でございます。

○山本伊三郎君 それでいいと思っているのですか。

○政府委員(降矢敬義君) これは先ほど政務次官からもお答えありましたように、この新しい道路五ヵ年計画に対応する地方の道路の特定財源、なかなか市町村道に対する特定財源の充実といふことをどうしても考へなければなりません。で、私たちも今年一ぱいかつて、国・地方を通ずる道路の特定財源の問題が検討されるのでございます。

○山本伊三郎君 そうじやないのだ、これであなたの言つておられるような目的は達せるような財源配分になるのですから、それを尋ねておる。それをされる自信あります。次の、これは現実に出てくらぬ、その他、何といつても市町村道の充実のために舗装率あるいは改良率の向上のために財源を求めるべく、大蔵省とともに相談をいたしましたとおり、この点につきましては、あらゆる道路目的財源につきまして、その増徴、傾斜配分を求めるべく、大蔵省と一緒に相談をいたいと考えております。

○山本伊三郎君 私はきわめて悲観的なんです

が、政府側としてはそういう答弁しかできないと思うのです。実情はわかっているけれども、手のつけようがないということだと思う。それは財政需要は大都市だけで、国全体があるから、それに

村は一四%という、こういう一般財源との構成がそうなつておるんですね。これは次の第六次においてはどうされるつもりか。先ほどちょっと答弁があつたけれども、この道路財源について、市町村の道路は舗装率というのを一番低いです。それが二四%の実は財源しか与えないということでは、ますます市町村の財政がきびしくなると私は思つ。きびしくなるといつよりも、市町村道についてはやらないともいいんだということに逆らつてはやらないと思つんですが、この構成はどうなるか。第六次では十兆幾らの道路計画であります

○山本伊三郎君 ぼくはこれでは、総額合わせて二兆、地方道 主要道路、府県道については若干重点を置かれるかもしれません、市町村道については、私はこれでは問題にならぬと思う。私の見方ですよ。あなたが問題になるというならないですが、私は税務局長なり自治大臣に尋ねておる。来年必ずその問題が、市町村道がどうなつたかという、これは五ヵ年計画ですから来年直ちにあらわれるかどうかわかりませんが、私は調べますよ。各市町村の道路の計画を全部集めますよ。そしてあなた方が言われたとおりに、市町村道に重点を置いた結果が出ておるかどうかということを私は調べて、それでそなりましたということを自治省はこれで言えるかどうか、どうですか。

○國務大臣(秋田大助君) この点はたいへんわれわれも心配をいたしております。現状のまま放置いたしましては、道路新整備五ヵ年計画に対することをどうしても考へなければなりません。で、私たちも今年一ぱいかつて、国・地方を通ずる道路の特定財源の問題が検討されるのでございます。

○山本伊三郎君 そうじやないのだ、これであなたの言つておられるような目的は達せるような財源配分になるのですから、それを尋ねておる。それをされる自信あります。次の、これは現実に出てくらぬ、その他、何といつても市町村道の充実のために舗装率あるいは改良率の向上のために財源を求めるべく、大蔵省と一緒に相談をいたしましたとおり、この点につきましては、あらゆる道路目的財源につきまして、その増徴、傾斜配分を求めるべく、大蔵省と一緒に相談をいたいと考えております。

○山本伊三郎君 私が尋ねておるのは、なぜ道路譲与税は石油ガス税と同じ補正係数を使えないかということです。大都市に財源を与えるよいうことは考えて言うておるんでしょう、みな。しか

らばこの補正係数を変えるだけでもなぜやれない



てみても、自治大臣より以上の答弁は出てこない。自治大臣はことは少ないけれども、実行力があるかもしれません。私はおそらく問題は都市から発生しますよ。これは架空の話じゃないですよ。私は都市から問題が起きてくると思います。そういう環境に住んでおればそういうことにありますよ、人間というものは。いなかでのんびりして、いい空気のところで、あまりそんな危いことをなければ、わりあい人間といいうものは清らかな良心を持っていますよ。ところが、ごみごみしたところでおつたらば、朝は一時間ほど押され押されて通勤する、帰りもそうだ、帰ってみたら空気が悪い、小っちゃな住宅で、外に出たら樹木もないわ、交通はひんぱんだ、自動車は夜とおしゃ笛を鳴らす、そういうところで住んでおったのでは、問題を起こすなどいうほうが問題だ。私は必ず起ってきます、問題は。あるいはガス爆発、私は大阪に飛んで帰って、大阪に行ったのは、それ何かの問題が市民の間からわいてこないかです。それはほんとも先ほどまで問題が発、私は大阪に飛んで帰ったのですよ。ぼくは真剣です。それは皆さんも真剣だと思いますが、これを一体どう解決するかということを、私は地方税法の問題ですから地方財政の問題で言っているのです。それはほんともたくさんありますよ。

したがって、私は、少なくとも先ほどまで問題が皆さんにしておいたところで、地方道路譲与税なり軽油引取税は有利なほうにやはり改正していくといふ方向を、いまのところこれでいいのだ、それを裏返すと、市は、大都市はもう財源がなくて苦労してもいいのだ、市民に対する対策は、そんなものはほうつておいてもいいのだといふことですよ。議事録を見たら。それならばそれでいいですよ。はつきり言いなさい。私は大阪に行って市民大会を開きますよ。政府はこういつているのだと一ぺんアヅりますよ。そんなことを私はしたくない。そういう点をほんとうに自治省がまじめに考へているかどうか。今度も実は地方税の改正で、法人税の問題を若干いらわれておりますが、こんなことは、こういつては悪い

けれども、誠意があるかもしらぬが、問題にならない。数から言つたら。だからそういう点で、私は何にも大都市を擁護するのじやなしに、いま過疎地帯の問題についても、いろいろ起債の問題あるいはまた補助金の問題で、これも満足しない。附帯決議もついておりますけれども、自治大臣は、これに対して誠意をもつてやるという附帯決議に対する御答弁があつたわけです。私は過疎地帯もちろん大事でありますが、緊急に都市財源の問題というものは、政府はほんとうに真剣に考えなければ、私はもう言つたところで、答弁さえしておけば、時間がたてばこれは上がつてきますかね。少なくとも二日間これぶつけで質問していけばやりますけれども、そんな私は根もありませんし、もう上ることは間違いない、ないが、私の言うことは聞いておきなさい。必ずそういう問題が起つてから手を打つてもだめですよ。とにかくそれは政府でもやる気持ちがあるかもしれませんけれども、皆さん方が、私はまだ大臣になつた経験がありませんけれども、与党の大蔵になつた人に対しても、十分皆さん方が進言するだけの義務があると思う。大臣はいま一年ごとに変わりますから、どんなえらい大臣でもそんな前のこととはわからない。それは皆さん方の責任ですよ。それをやらなければ、これは官僚政治ということになる。

私はそういうことになってほしくないと思う。したがつて皆さん方は、私の言うことを聞いておるというだけなしに、それを十分考えて、皆さんの方のプラン、計画、税制改正案のときには言しなければならぬ。それを大臣がければ、もうあなたの責任です。そういう点を十分皆さん方考えておいてください。まだいふんあるけれども、これはもう私も、何を言つたところで、結局一言言えばわかるところで、最後に、くどいようでありますけれども、秋田自治大臣から、まあ三べんほど答弁を聞いておりまして、大体ぼくは知つておりますけれども、同じ答弁でもけつこうですから、大都市問題に対するについては、根本的な税制の改革等々についてはなかなかむずかしいが、いま緊急な問題に付いては、早急に何らかの措置をしなければならないということで、閣議でも、あるいはまた必要なところでひとつ努力したい、実現するために努力する。しかし、それは努力じゃなしに、現実にあらわれてくるようにやつていただきたいという決意をひとつお述べ願つて、非常に長くどうもすみませんでしたが、私の質問をこれで終わります。

○國務大臣(秋田大助君) 大都市問題並びにこれに對処すべき税源の問題につきましては、山本先生と私ども憂いと同じくするものでござります。しかしてこれが解決は、単に善処をするところに私は政治家の役目があると思う。事務段階では無理だと思う。しかし、事務段階は無理だけでも、皆さん方が、私はまだ大臣になつた経験がありませんけれども、与党の大蔵になつた人には、先生から御指摘のとおり、いろいろ重要な社会問題、政治問題の発生は、これは想像するにかかるまいところでございます。これらを十分踏まえまして、真剣に検討するため何らかの実際上の方途を講じたい、こう考へて善処したいと存じます。

○委員長(山内一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております地方税法の一部改正法案について反対の意見を申し上げるものであります。以下その理由を申し述べたいと思います。

その第一は、住民税の課税最低限の額であります。住民税は所得課税を主たる内容とする地方税であります。しかるに、国の所得税の課税最低限に比べまして、相変わらず三十万円という大きな差額を生じているだけでなく、今日の物価高騰のおりにおきまして、前年度の所得に対する課税ではありませんが、徴税では現年度である関係もありまして、場合によつては生計費に食い込むおそれすらあります。課税最低限の額の低さが、低い所得層に対し、地方税の負担感をきわめて重いものにさせている理由であります。すみやかに国税である所得税の課税最低限の額に一致させるべきであります。

その第二は、固定資産税、都市計画税等の評価がえに伴う増税であります。この増税によつて、収益を目的としていないサラリーマンの土地に対する税金が高物価の中において増加されるということは、課税対策の上からだけでなく、物価対策の上から言つても不適切であります。固定資産税の増税は、必然的に地代や家賃の引き上げを誘発し、周辺の地価上昇の影響によって、土地という財産の価値をその利用状況とは別個に切り離して評価するあり方であります。政府の課税標準に対する基本的な考え方は、政府の地価抑制についての責任を回避して、のみ生活している者に対する過酷となり、大企業、特に大規模な製造業者に対しましては堅い税金となつております。償却資産も非常に大きな規模となっております今日、償却資産に対して都市計画税を課さないということは大きな問題点であろうと思ひます。また、固定資産税の免稅点の引き上げをはかるべきであらうと思いま

す。

その三は、固定資産税、電気ガス税等の非課税措置あるいは特例措置についてであります。これらは、時勢の推移とともにその役割を果たし終わつたものが多くあります。たとえば輸出の奨励等のために優遇してまいりましたもの等については、円の切り上げなどの国際世論も今日強いわけであります。こうしたものは当然廃止されるべきであります。また、企業の力が大きくなつたものについては同様に再検討して洗い直しをいたすとともに、同時に低所得層に対する軽減措置を講ずるべきであるうのであります。

その第四は、電気ガス税についてであります。電気やガスは、今日人間の生活上不可欠、必須のものであります。大企業には各種の非課税措置が講ぜられているにもかかわらず、一般住民に対しでは、わずかに電気においては六百円、ガスにお

いては千二百円の免税点があるのみであります。

電気ガス税は悪税だと、こういうふうに言いながら、依然として税率の引き下げ、あるいは基礎控除制度の採用というものをやつておりませんけれども、こうした措置をすみやかに講ずるべきであると考えるわけであります。

第五は、大都市に対する財源を付与し、大都市におけるところの行政水準を引き上げるための努力を講すべきであると思うのであります。ただいまお話をありましたように、大都市におきましては各種の公害、道路、下水道、住宅、清掃、教育、こうした公共的な施設についての改善が強く要求されているところであります。今回法人税率の引き上げに伴うこの道府県民税の法人税割りの一部が市町村民税の中に入れられたことは、わずかの進歩ではあると思ひますけれども、これによつてカバーできるものではありません。経済の高度成長に伴い、地方税においても国税と合わせて抜本的な改正を行ない、市町村の財源の充実、特に大都市の財源の充実をはかるべきであると考へるのであります。

その六は、個人並びに小零細企業に対する事業税の軽減であります。大企業に対しましては、税法上各種の恩典によりまして、優遇されているにもかかわらず、小零細企業にはこれらの恩典はどうともないと言つてよい状態であります。控除額の引き上げや税率の引き下げをはかるべきであると考へるのであります。

その六は、個人並びに小零細企業に対する事業税の軽減であります。大企業に対しましては、税法上各種の恩典によりまして、優遇されているにもかかわらず、小零細企業にはこれらの恩典はどうともないと言つてよい状態であります。控除額の引き上げや税率の引き下げをはかるべきであると考へるのであります。

以上、おもなる反対の理由を申し上げまして、討論といった次第であります。

○安田隆明君 私は、自由民主党を代表して、政府提案の地方税法の一部を改正する法律案に賛成の意を表明するものであります。

今回の政府原案における主要な改正事項は、まず住民税の減税であります。政府原案におきましては、昨年度に引き続き住民税の課税最低限を十万円引き上げること等により、住民負担の軽減を行なうこととしております。その結果、住民税の課税最低限は、夫婦子三人の給与所得者で、現

案に對し、反対の討論を行なうものであります。

まず、反対の第一の理由は、住民税の課税最低限についてであります。今回の改正案によりますと、親子五人標準世帯で十五万五千円引き上げられ、七十二万九千円となつておりますが、従来から申されているとおり、所得税のそれと比較して、依然として約三十万円からの開きがあるといふことであります。これは生活保護世帯と同じ程度の低所得者まで課税するという大衆課税であり、はなはだ均衡を失するものであつて、重税感は免れ得ないであります。しかも政府は、六百四十億円の大幅減税をうたつておりますが、最近の激しい物価上昇率から見ますれば、政府減税は名ばかりにすぎず、一分の物価調整措置すら行なわれていいのであります。特に物価高が低所得階層の生活を著しく圧迫していることは事実であります。このような住民税はすみやかに課税最低限を大幅に引き上げ改善すべきであります。

反対の第二の理由は、固定資産税及び都市計画税についてであります。今回の評価がえに伴う負担調整措置は、はなはだ適正を欠いております。大都市近郊農地や市街化区域内の農地保有者に対する過度の保護政策となるあまり、課すべき課税を怠り、国民に課税の不公平感を強く与えております。また一方では、地価の異常な高騰を、政府がみずから政策的に助長する結果をもたらすものであります。また、固定資産税の免税点は当然引き上げねばならないのにもかかわらず、四十年以上來據え置きのままで、土地については八万円、家屋については五万円、償却資産については三十万円と、きわめて低いにもかかわらず、何ら改善されておりません。したがつて、免税点の大額な引き上げを実施するとともに、基礎控除制度を採用し、高度累進課税とすべきであります。

反対の第三の理由は、市町村財政の強化の改善の点であります。特に、都市の財源の拡充強化は緊急を要し、数年来の国会の附帯決議や地方制度調査会の答申にも主張されておりますが、その財源措置は依然として改善されていないのであります。

今回法人税の改正による地方のはね返り分と、都道府県と市町村との住民税法人割りの税率変更を行なつたわけですが、市町村、特に大都市の財政需要を満たすにはほど遠いものであります。したがつて、今後国の財源の一一部地方移譲等、早急に市町村及び大都市財源の充実強化をはかるべきであります。

反対の第四の理由は、電気ガス税の撤廃問題であります。電気ガス税の免稅点は毎年小刻みに引き上げておりますが、税率については一向に手をつけず、三十九年度以来、六年間も据え置いたままであります。まず税率の引き下げを行ない、基礎控除制を加味すべきであります。生活必需品の非課税及び公共の料金の値下げ原則論からも、大企業優遇の非課税等の特別措置を再検討し、他にかわるべき財源を捻り出して、すみやかに廃止に踏み切るべきであります。

反対の第五の理由は、超過課税の解消であります。地方財政の充実が盛んに叫ばれている中で、税収に乏しく、財源難から、背に腹はかえられず、一部市町村は標準税率を越えて住民税の超過課税を行なつております。四十四年度においても八百九十九団体もあり、その課税総額は、全税目合わせて二百八十七億円余に達しております。これらのはとんどの町村が人口三万以下の小規模団体であります。納税者間に税負担の不均衡をなくし、かつ、租税負担公平の原則からしても、すみやかに標準税率に引き下げるべきであります。

最後に、住民税の均等割りの廃止の問題であります。この均等割りは、生きておりさえすれば税金をかけるという、前近代的人頭税といわれるものであります。年収何億円もの收入のある人も、生活保護されそれのボーダーライン層の人々も、同じ税金を払うという矛盾はすみやかに廃止すべきであると思うのであります。

以上の諸点をあげて、反対の意を表明し、討論を終わるものであります。

○委員長(山内一郎君) 他に御意見もないようではあります、討論は終局したものと認めて御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(山内一郎君) 举手多数と認めます。

よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○鶴谷太三郎君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、附帯決議案を提出いたします。

〔賛成者举手〕

○委員長(山内一郎君) 案文を朗読いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、最近における社会経済情勢の著しい変化に対応するため国、県、市町村間、なからずく市町村に重点を置いた税財源のあり方について根本的な検討を加えるとともに、当面、次の諸点について、その実現に努めるべきである。

一、都市とくに大都市並びにその周辺都市において財政需要が激増している実情にかんがみ、これらの都市に対する税財源の拡充を図ること。

二、住民負担の軽減を図るため、所得税の課税最低限の引上げ等を勘案し、住民税の課税最も限の引上げを行なうこと。

三、中小企業者の税負担の軽減を図るため、所 得税との均衡を考慮しつつ、白色事業専従者控除の引上げを行なうこと。

四、市町村税の超過課税分について、早急にその軽減合理化を図るよう努めること。

五、土地に係る固定資産税について、納税者間に負担の不均衡を生ずることのないよう、その合理化に配意すること。

六、電気ガス税の非課税品目等について引き続き検討を加え、できる限り整理するよう努めること。

七、公害対策の見地から、自動車の有害排ガスの防止に関し、税制上適切な措置を講ずるよう検討すること。

八、道路整備五箇年計画の改定に伴う地方道路目的財源、とくに市町村の道路目的財源の確保に必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○委員長(山内一郎君) 熊谷君提出の附帯決議案について採決を行ないます。

熊谷君提出の附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(山内一郎君) 総員举手と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、秋田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。自治大臣。

○國務大臣(秋田大助君) 地方税法の一部改正法律案につきましては、慎重御審議の上、すみやかに御可決を賜わりまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

なお、ただいま、この改正法律案に対して附帯決議をちょうだいいたしましたが、今後この法律施行に際しましては、ただいまいただきました附帯決議の御趣旨を十分に尊重をいたしまして、御趣旨に沿うよう善処いたしたいと考えております。

○委員長(山内一郎君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。





昭和四十五年五月六日印刷

昭和四十五年五月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局